

中小企業の経営力強化に向けた データ連携・モニタリングの高度化の方向性

2025年11月

中小企業庁金融課

本日のポイント

Point 1

中小企業・小規模事業者は、「金利のある世界」「コストプッシュ型経済」の中で、
積極的な成長投資で将来のキャッシュフローを生み出していくベクトル
複雑化する経営課題に加え、資金繰り難も重なり再生フェーズに向かうベクトルに二極化。
今後の地域経済の維持・成長に必要なものは経済政策か社会政策かを見極めながら、
必要なモニタリング（事業者側のデータ提供/金融側のフィードバック）も交えつつ、それぞれ
に対応するファイナンスを講じていくことが重要。

Point 2

モニタリングの目的は、
事業者の経営力強化に向けて、事業者自身が定量データや定性情報等に基づき経営状況を把握
して改善策を講じる習慣を付ける後押しをすること。

Point 3

短期と中長期の時間軸を切り分けた対応を、パラレルに走らせることが必要。

- ❖ 足下では、リソースに応じてアナログとデジタルを使い分けつつ、事業者を取り巻く関係者間での連携体制の構築を軸にした対応
- ❖ より先を見据えては、事業者から金融までデータが繋がる世界（データエコシステム）を描きながら、カルチャー変革も念頭に置いた対応

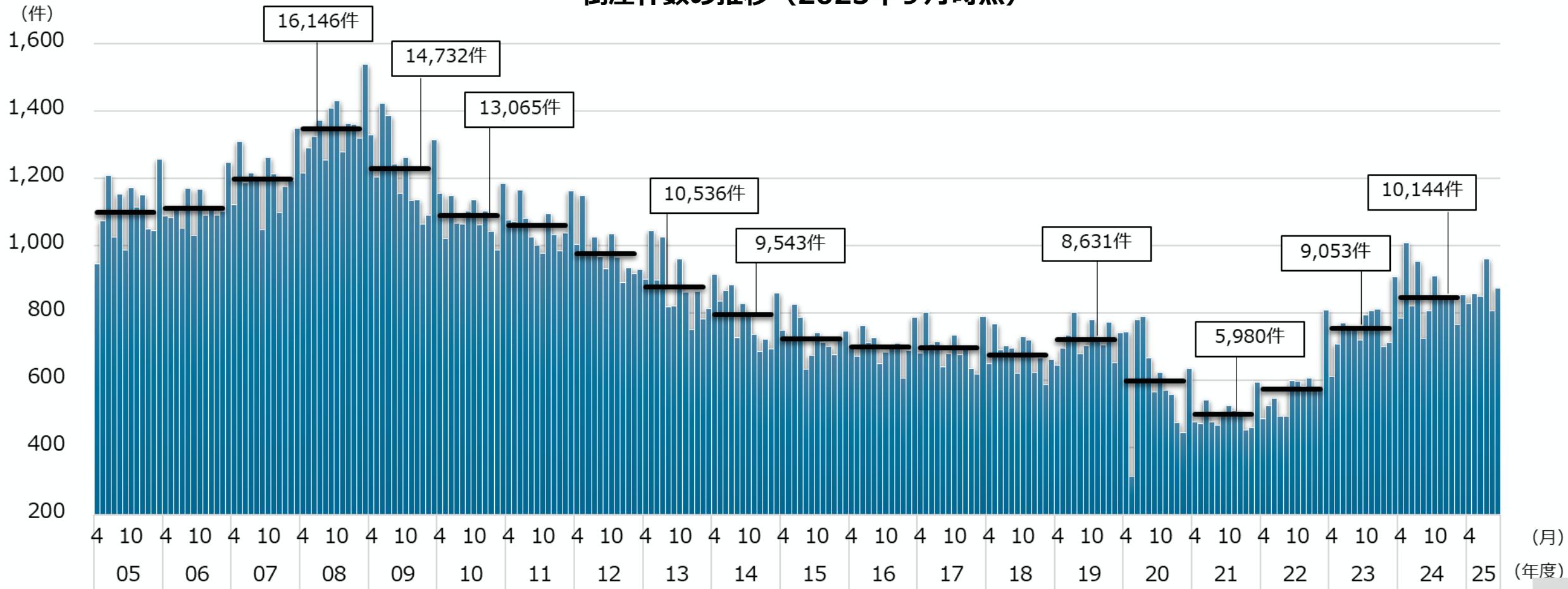
<アジェンダ>

- 1. 中小企業・小規模事業者を巡る状況**
- 2. モニタリングの高度化を巡る状況と方向性**
 - ①全体像 / 足下の取組の方向性**
 - ②中長期の取組の方向性**

1. 倒産動向

- 2024年度の倒産件数は、2013年度以来、11年ぶりに10,000件台を上回る（前年度比で12%増）。
- 2025年9月の倒産件数は873件（前年同月比8%増）。物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向、国際情勢等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。

倒産件数の推移（2025年9月時点）

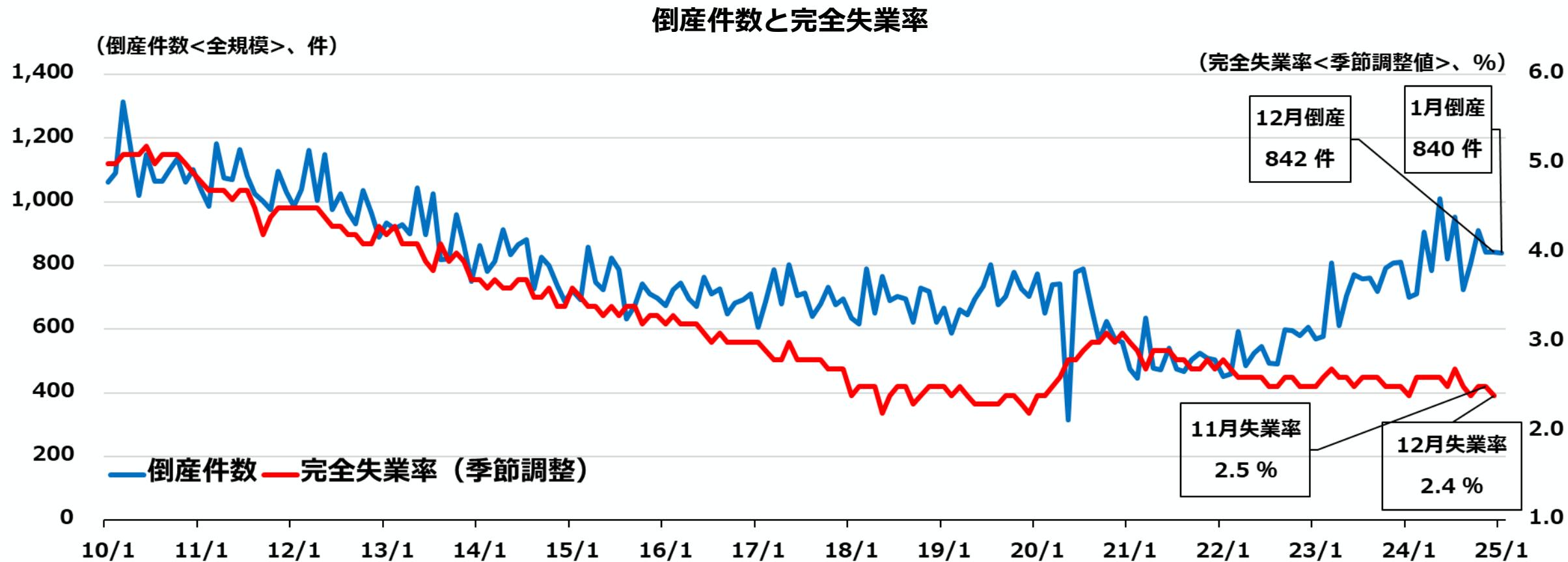


(注) 桁囲みの数字は、倒産件数の年間合計値。黒棒線は年度平均倒産件数。

(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

(参考) 倒産件数と完全失業率の推移

- 2017～2019年は倒産件数の減少を伴わずに失業率が低下・低水準で推移。足元は倒産件数が増加しているものの、人手不足に伴い労働力の活用が進展する中で、完全失業率は低水準を保つ。



2. コロナ禍での保証制度を通じた資金繰り支援・100%保証の増加

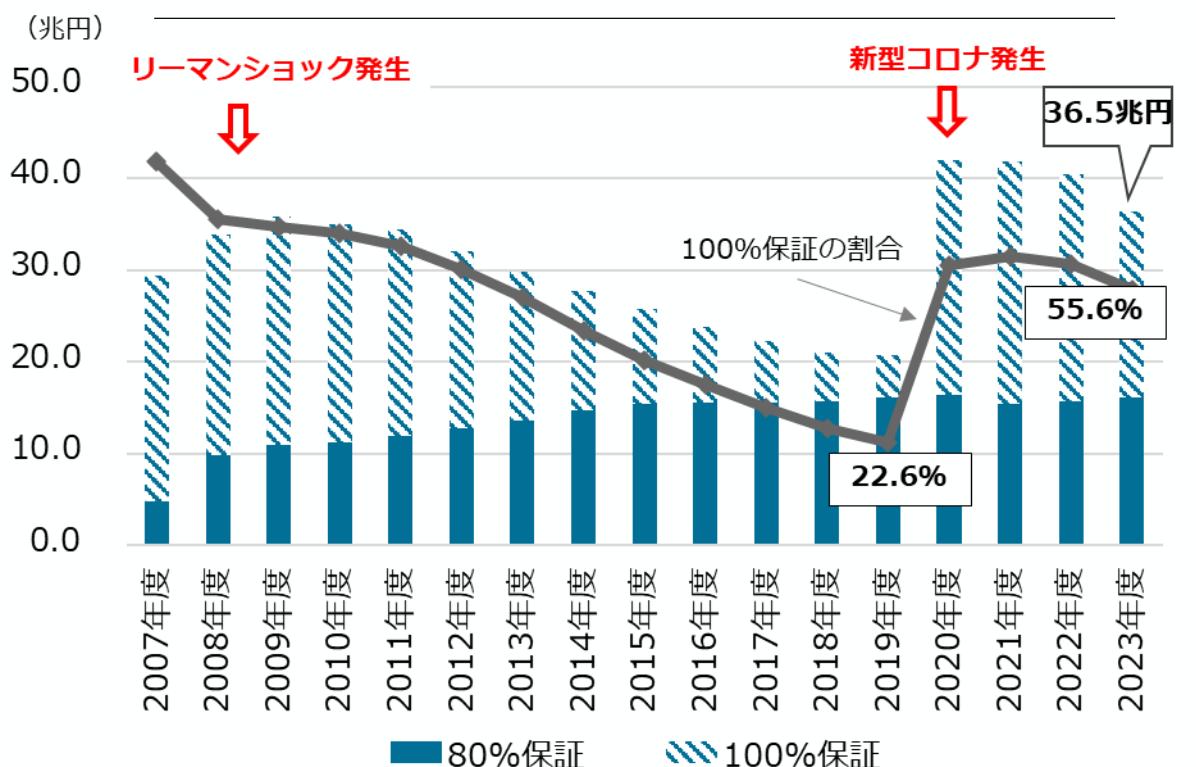
- 2007年以降、従前の100%保証から原則80%保証（セーフティネット保証を除く。）に移行したが、民間ゼロゼロ融資等により、**保証債務残高は増大**（100%保証の割合は22.6%から**最大63%**まで増加したが、**足元は55.6%**まで低下）。
- コロナ前（平時）では、**100%保証と80%保証における代位弁済率に2%程度の差**がある（足元では、各種支援策でいずれも低調に抑えられていると考えられる）。また、**100%保証は、80%保証に比べリスク率が高く、リiske回数が多い**。

100%保証リiske率（※）：20.4%、平均リiske回数：9.1回

80%保証リiske率：8.2%、平均リiske回数：6.1回（2019年末時点（コロナで借換が進んだため、コロナ前比較）

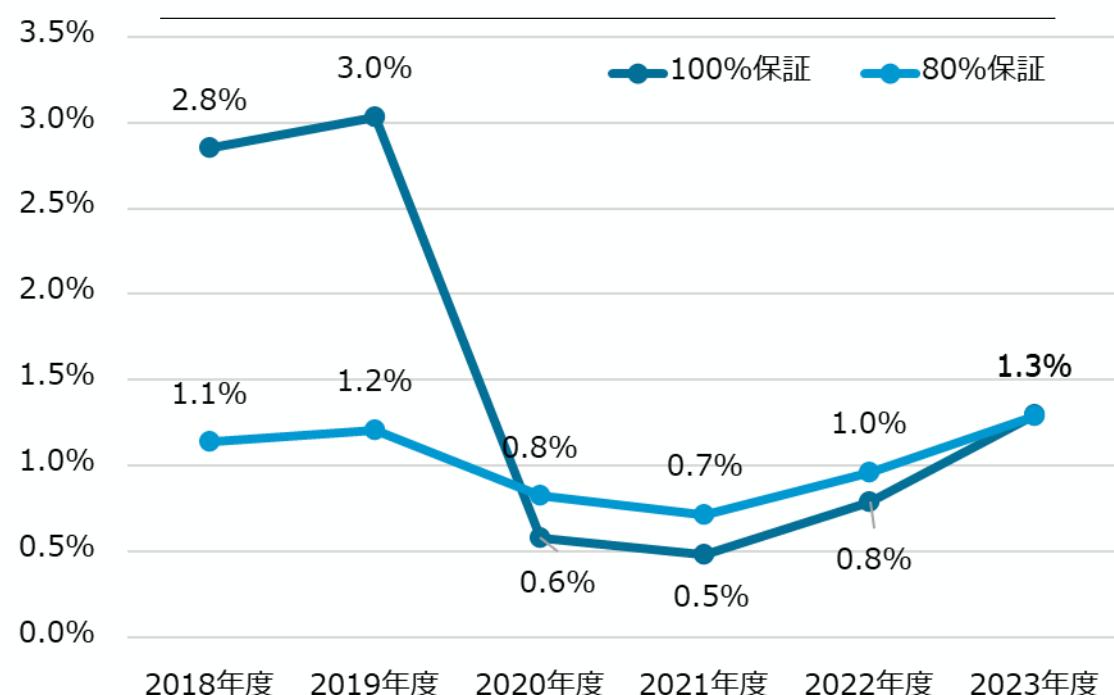
（※）1回でもリiskeしたことのある融資件数

信用保証協会における保証債務残高（ストック）



（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

100%保証・80%保証別の代位弁済率の推移



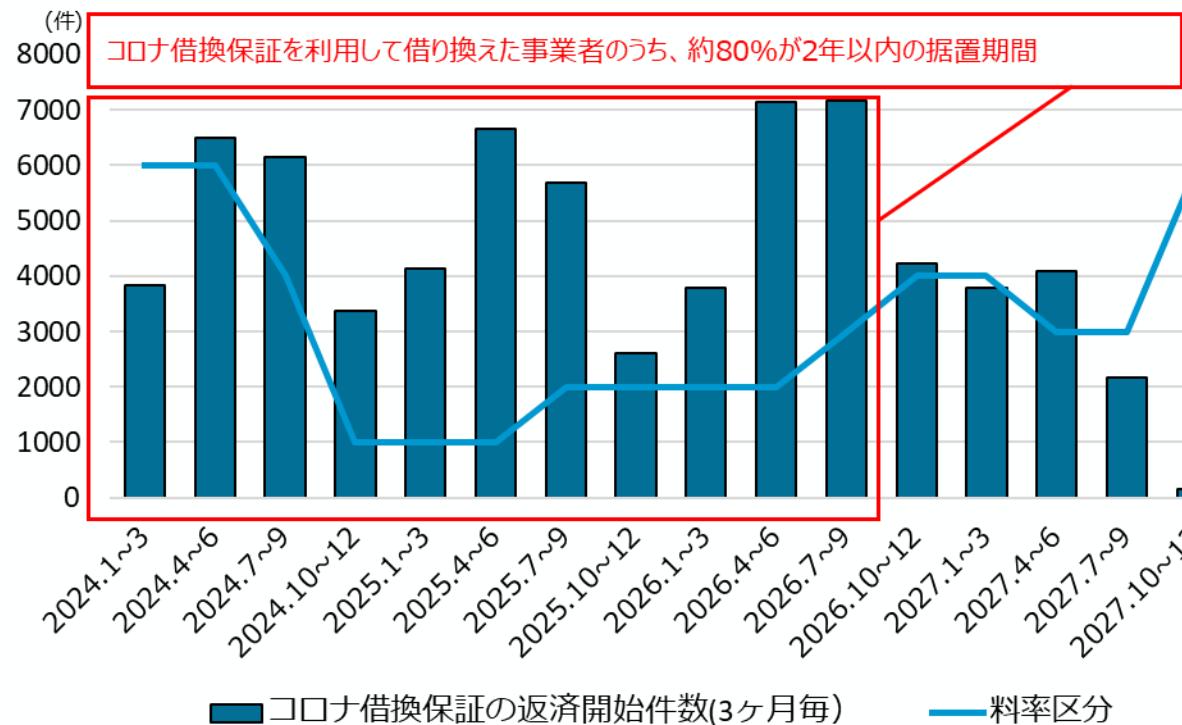
（注）コロナ前の100%保証は、小規模事業者・創業者・災害被災者向けの保証制度の利用を中心であることに留意が必要。

（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

(参考) コロナ借換保証の返済本格化・条件変更の状況

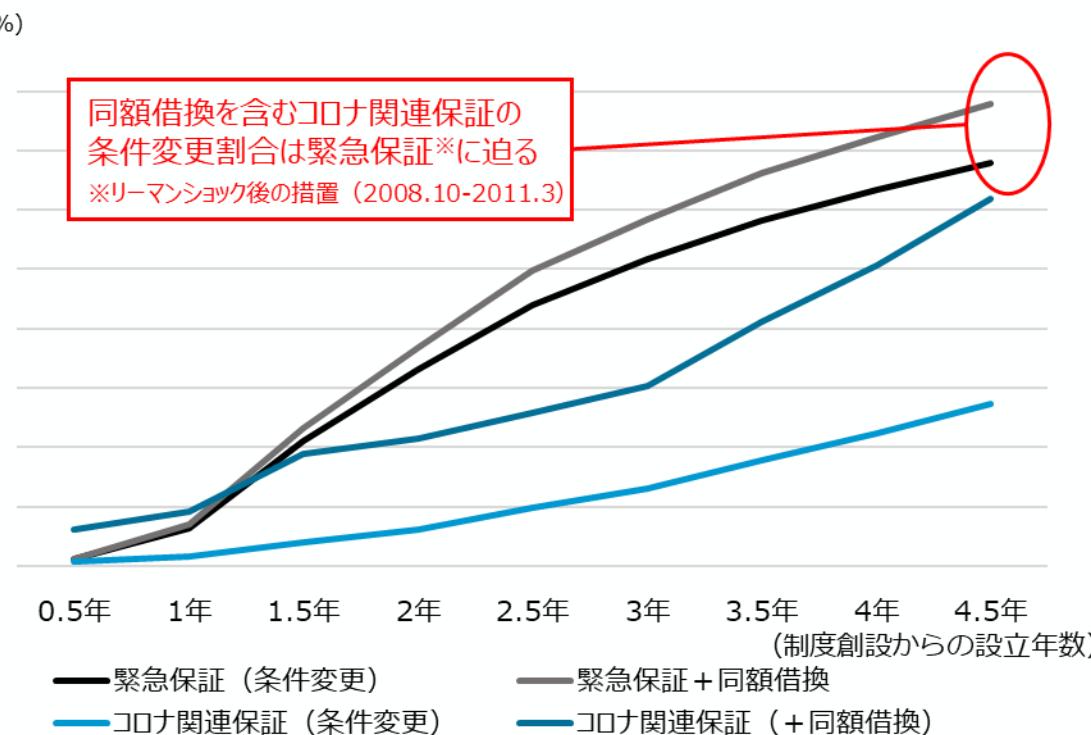
- コロナ借換保証の利用実績は、2025年2月末時点で30.1万件、7.1兆円。コロナ借換保証を利用して据え置き期間を設定した借換を行った者のうち、約8割が2年以内の据置期間。
- 現時点でコロナ関連保証の条件変更割合は低位だが、（実質的な条件変更と考えられる）**同額借換を含めた割合は高く、今後の債務履行状況を注視する必要あり。**

コロナ借換保証（据置期間設定案件）の返済開始月別件数/料率区分



(注1) コロナ借換案件(令和5年1月～令和6年6月)21.8万件のうち、据置期間を設定している8.8万件について集計
(注2) 平均料率区分は、各月の返済開始案件に係る付保時のPD値により算出したもの
(出典) 日本政策金融公庫データより作成。

累積条件変更割合の推移（金額ベース）

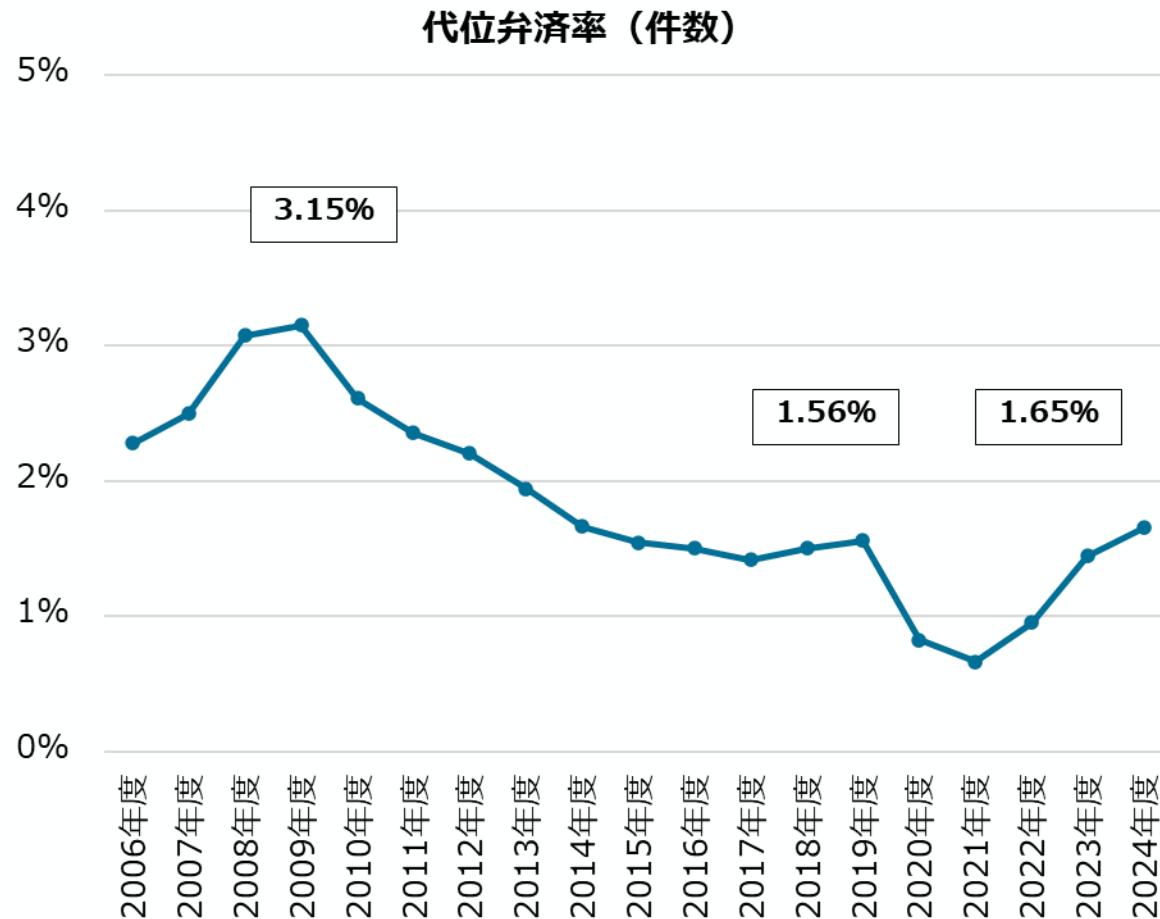


(注1) 累積条件変更割合=条件変更案件の保険引受額/制度終了時までの保険引受額。
(注2) 同額借換について、条件変更を行った後に同額借換を行った案件は除いて集計。
(出典) 日本政策金融公庫データより作成。

(参考) 代位弁済の状況

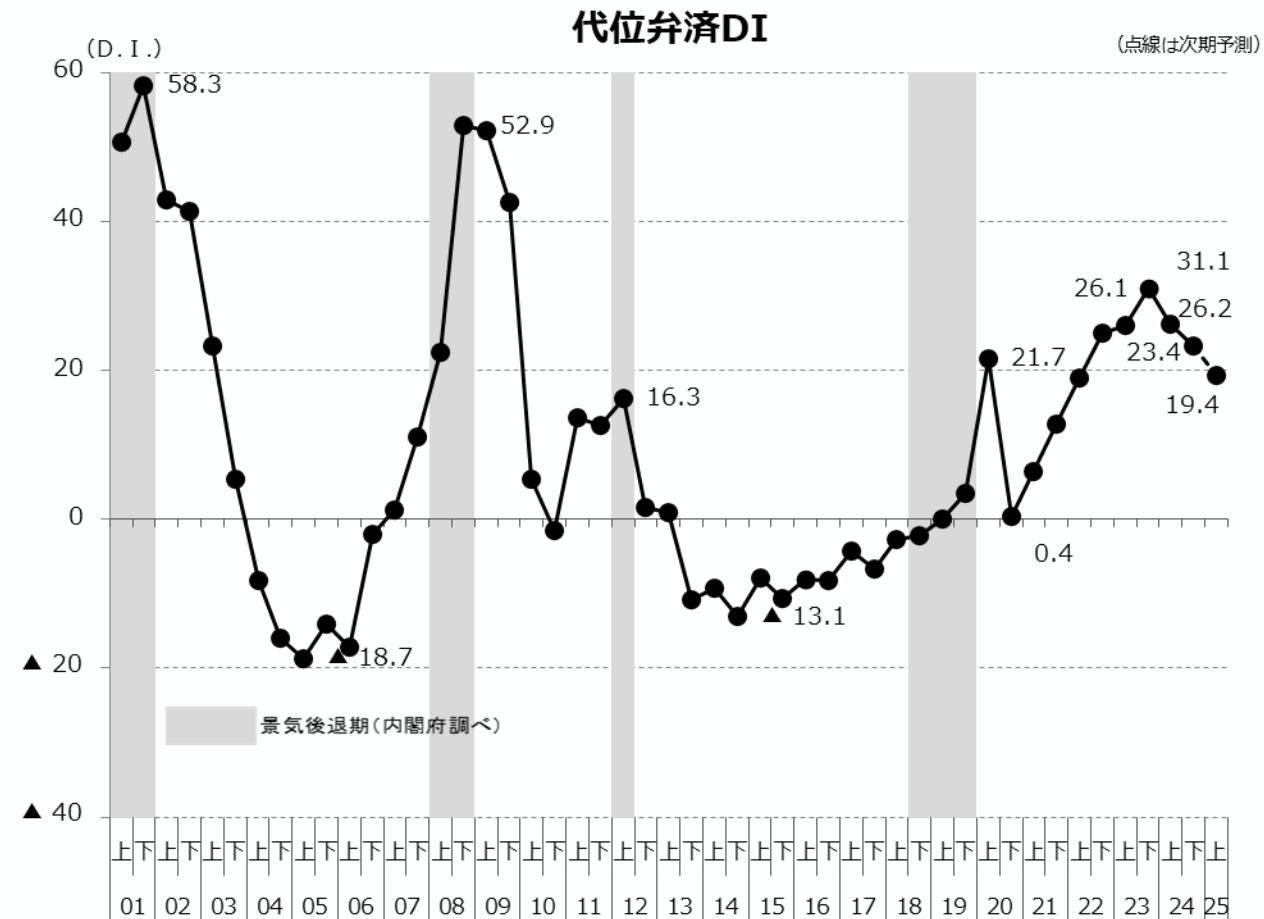
- 信用保証協会の代位弁済率（協会が中小企業に代わって弁済した割合）はコロナ前の水準に到達しているものの、リーマンショック時と比較すると低位。また、足元の代位弁済案件は、コロナ前から業況が厳しかった先が多いと見られる。
- 代位弁済DIを見ると、代位弁済が今後増えると考えている金融機関は一時よりは少なくなっている。

※代位弁済DIの2008年下期（リーマン時ピーク）52.9、2020年上期21.7（コロナ初期）、同下期0.4、2023年下期31.1（直近ピーク）、2024年下期23.4、2025年上期（予想）19.4



(注) 代位弁済率（件数）は、各年度の保証債務平均残件数に対する各年度の代位弁済件数の割合（平残代位弁済率）。なお、2024年度データは2025年2月の代位弁済件数が2024年度中継続したと仮定して推計。

(出所) 全国信用保証協会連合会及び日本政策金融公庫「信用保証に関する金融機関アンケート調査結果の概要（2024年度下期調査）」より

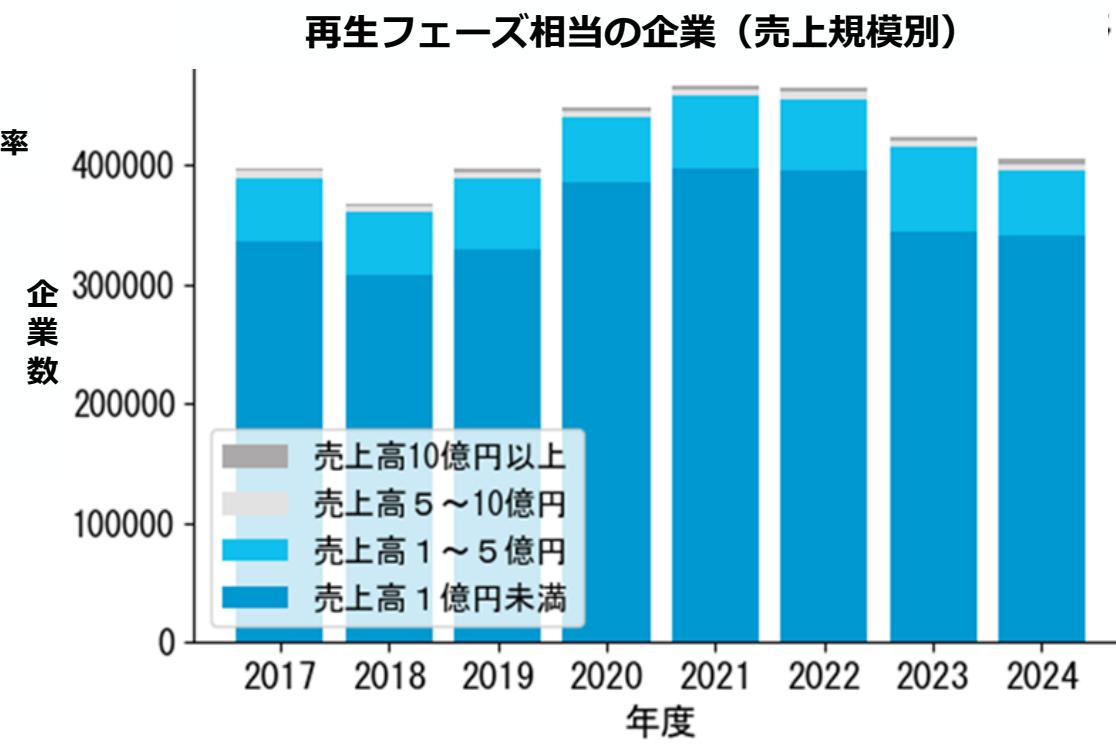
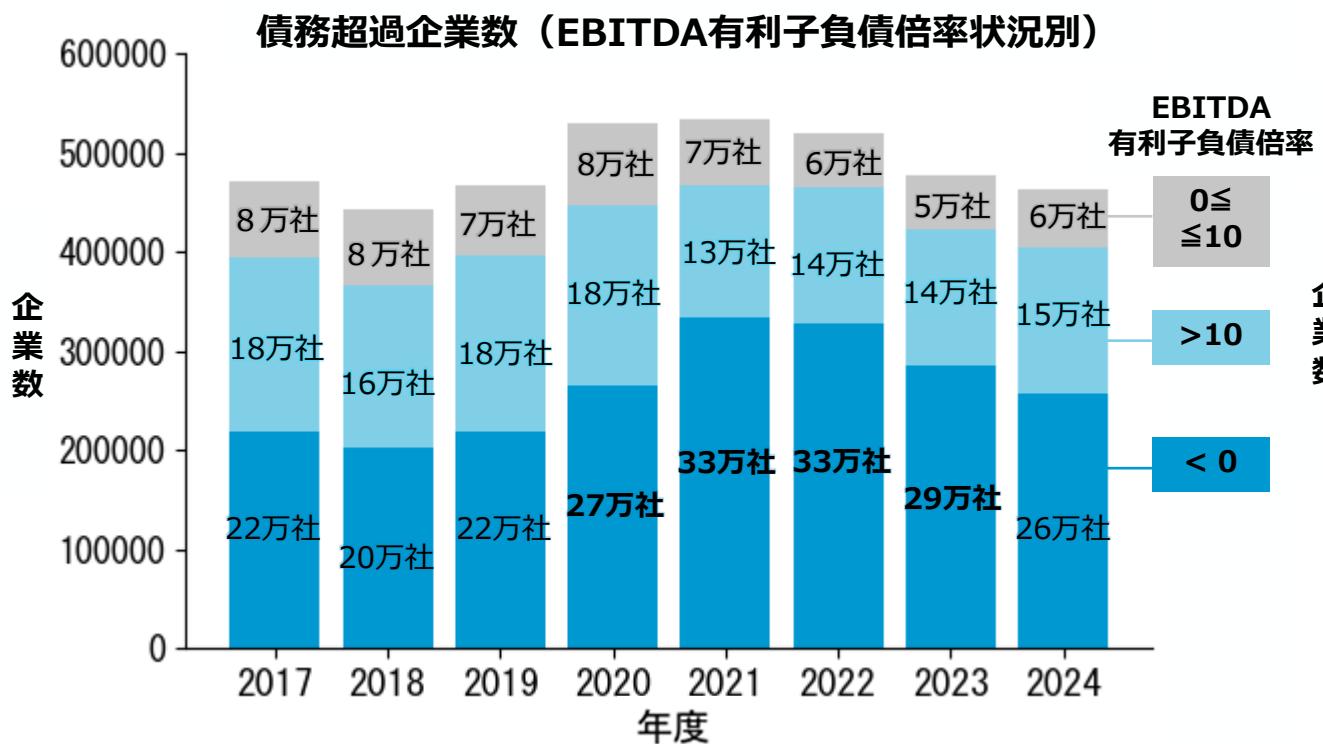


(注1) 2007年度下期以前の調査については、サンプリング方法が現在と異なるため、時系列の比較には留意が必要である。

(注2) 2012年度上期以前の調査に係るD.I.の算出については、「増加」と回答した金融機関の割合から「減少」と回答した金融機関の割合を引いて算出しているため、時系列の比較には留意が必要である。

3-1. 中小企業における再生フェーズ相当の企業数（推計）

- 2017年度～2024年度において債務超過企業数は50万社前後で推移。うち「債務超過」かつ「EBITDA有利子負債倍率※10倍超またはマイナス」（再生フェーズ相当）は40万社前後。こうした企業の9割超は売上高5億円以下が占める。
- なお、コロナ禍では「債務超過」かつ「EBITDAマイナス」の企業が増加（2021年度に33万社まで増加）。近年はコロナ前の水準に戻りつつある（2024年度26万社）。
- 2024年度において、例えば、中小企業活性化協議会の相談件数（8,761件）や中小企業版事業再生ガイドライン件数（217件）を踏まえても合計で再生フェーズ相当の企業の数%程度の対応にとどまるなど、近年再生支援の体制強化を進めてきた上でも、再生支援の供給体制に不足が生じている可能性。



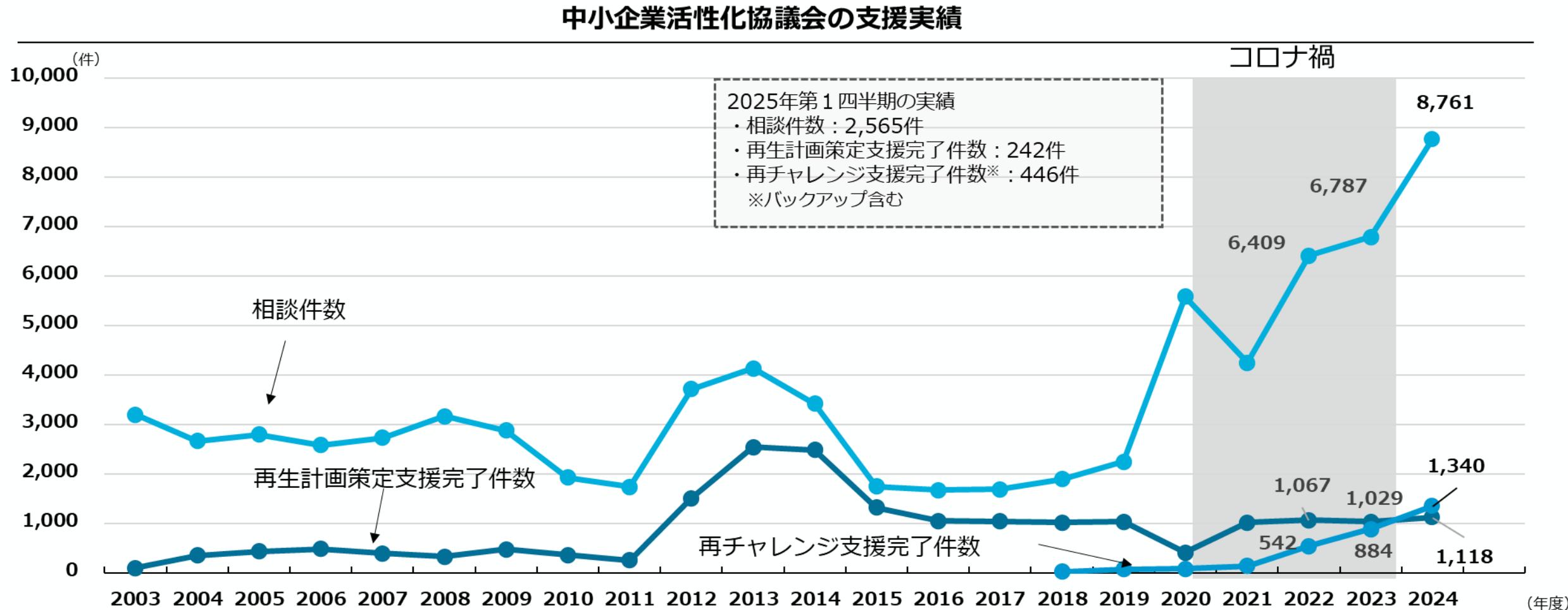
※：EBITDA有利子負債倍率 = ネット有利子負債 ÷ (営業利益 + 減価償却)

(注) 各年度における中小企業数の推計上の総数は約300万社程度。なお、債務超過企業数の推計に当たっては、会社形態（個人事業主、株式会社、有限会社等）が「不明・無回答」となっているデータを除いている。

(出所) 中小企業実態基本調査（2017年度～2024年度）を基に作成。

3-2. 中小企業活性化協議会の支援実績の推移

- 2024年度の中小企業活性化協議会の相談件数は、過去最高を更新し8,761件となった。
- 再生計画策定支援件数は前年度比微増し、再チャレンジ支援件数は支援制度開始以降、着実に増加。



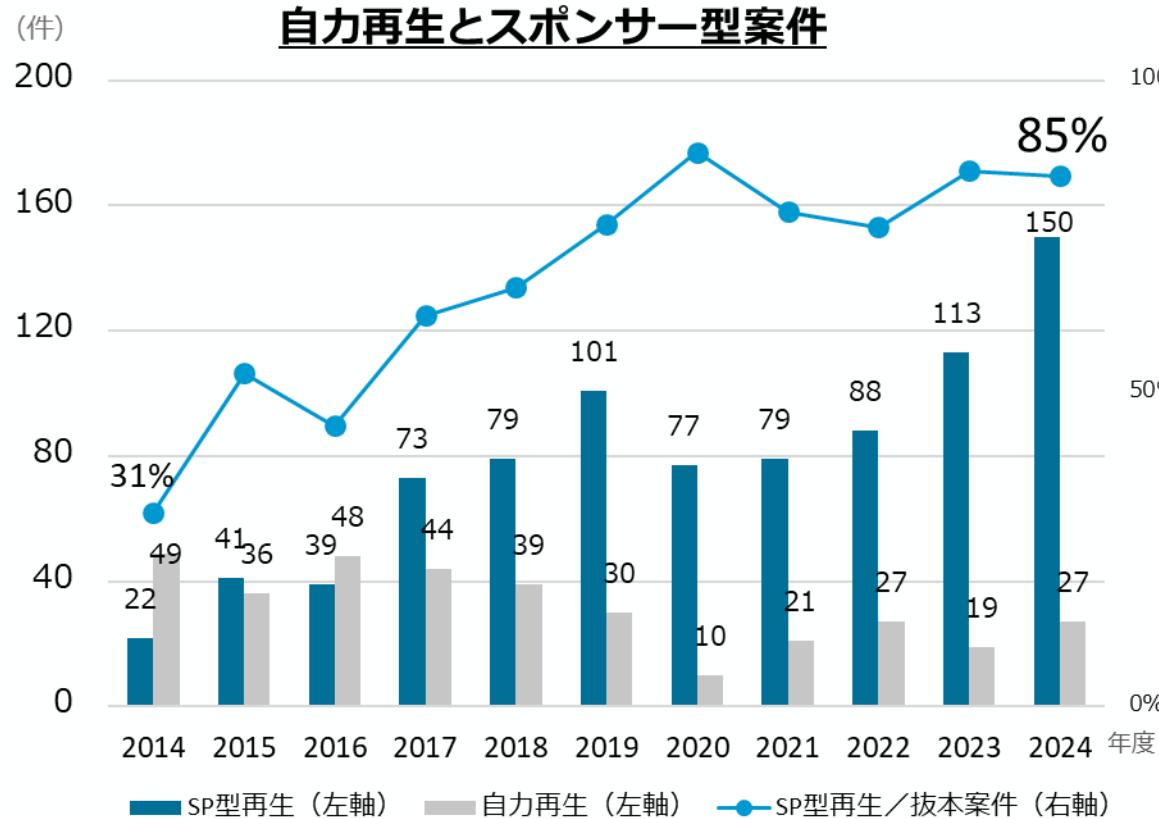
(注1) 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。（上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む）

(注2) 再チャレンジ支援完了件数は、紹介弁護士等への助言まで完了した件数。

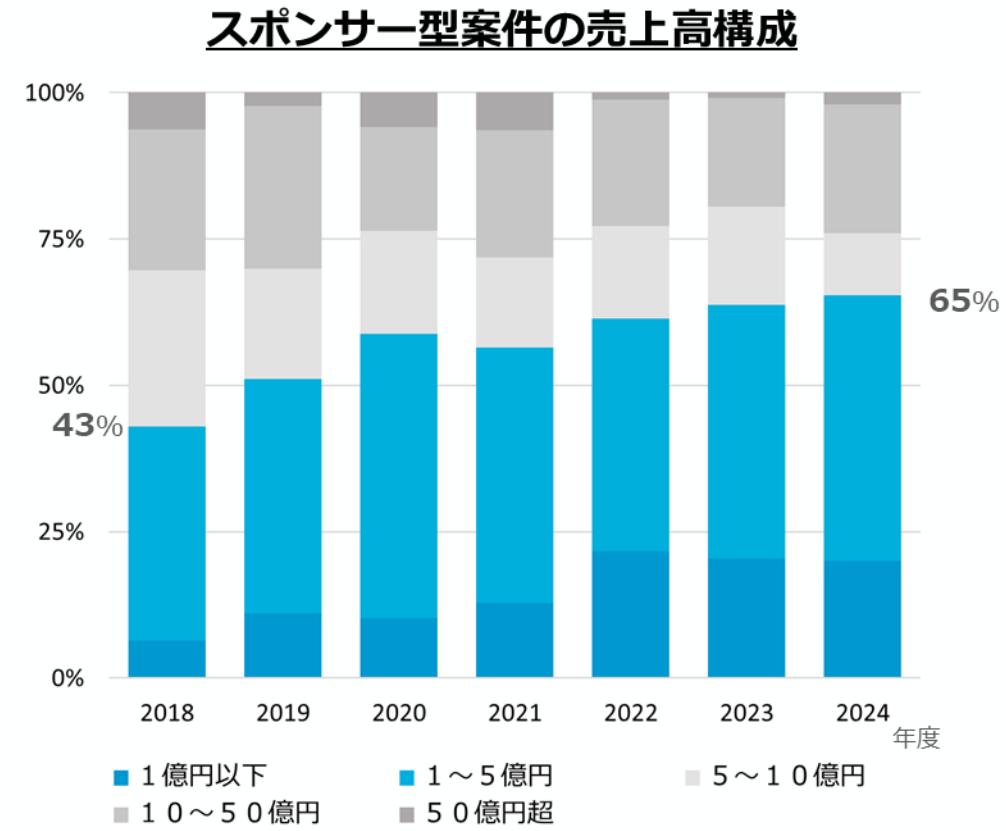
(出所) 中小企業活性化全国本部データより作成。

3-3. 最近の中小企業活性化協議会による再生支援傾向

- 抜本再生に進む案件が増加基調にある中で、特に、抜本案件の中でも事業を第三者へ売却し事業を存続させるスポンサー型案件の割合が年々増加しているなど、自主再生の難易度が上昇している可能性。
- 近年の中小企業活性化協議会案件では事業者の事業規模は年々縮小しており、2024年度の再生支援完了先のうち売上高5億円未満の企業は全体の65%を占めている状況。



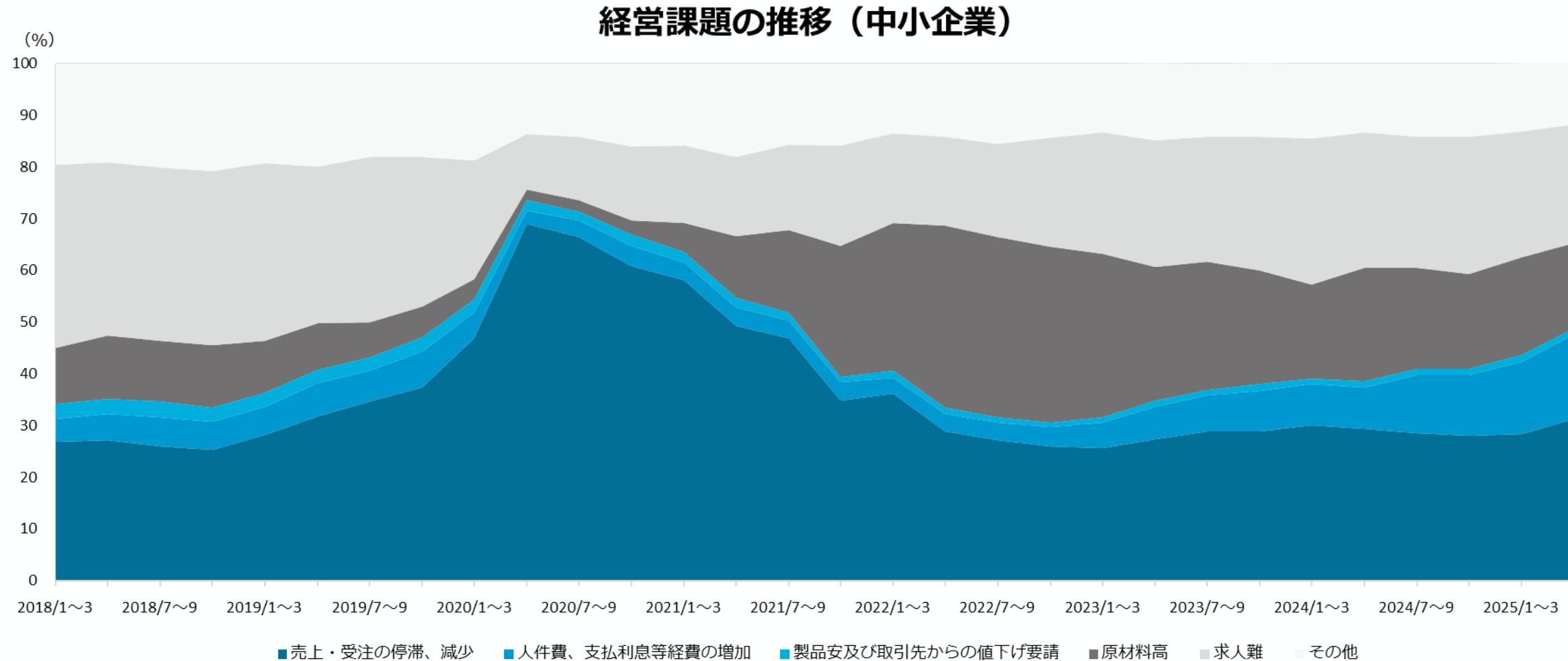
(注) 抜本再生とは、債権放棄案件をいい、自力再生及びSP型再生の合計をいう。
(出所) 中小企業活性化全国本部データより作成。



(注) 一部の年度はデータ都合により売上高別の構成割合が概算値となっている。
(出所) 中小企業活性化全国本部データより作成。

4. コロナ禍を経て経営課題が複雑化

- コロナ禍においては「売上・受注の停滞、減少」が大きな割合を占めたものの、直近においては、「求人難」、「原材料高」や「人件費、支払利息等の経費の増加」等、中小企業が直面する経営課題は複雑化している。



(注1) ここでいう「中小企業」とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。

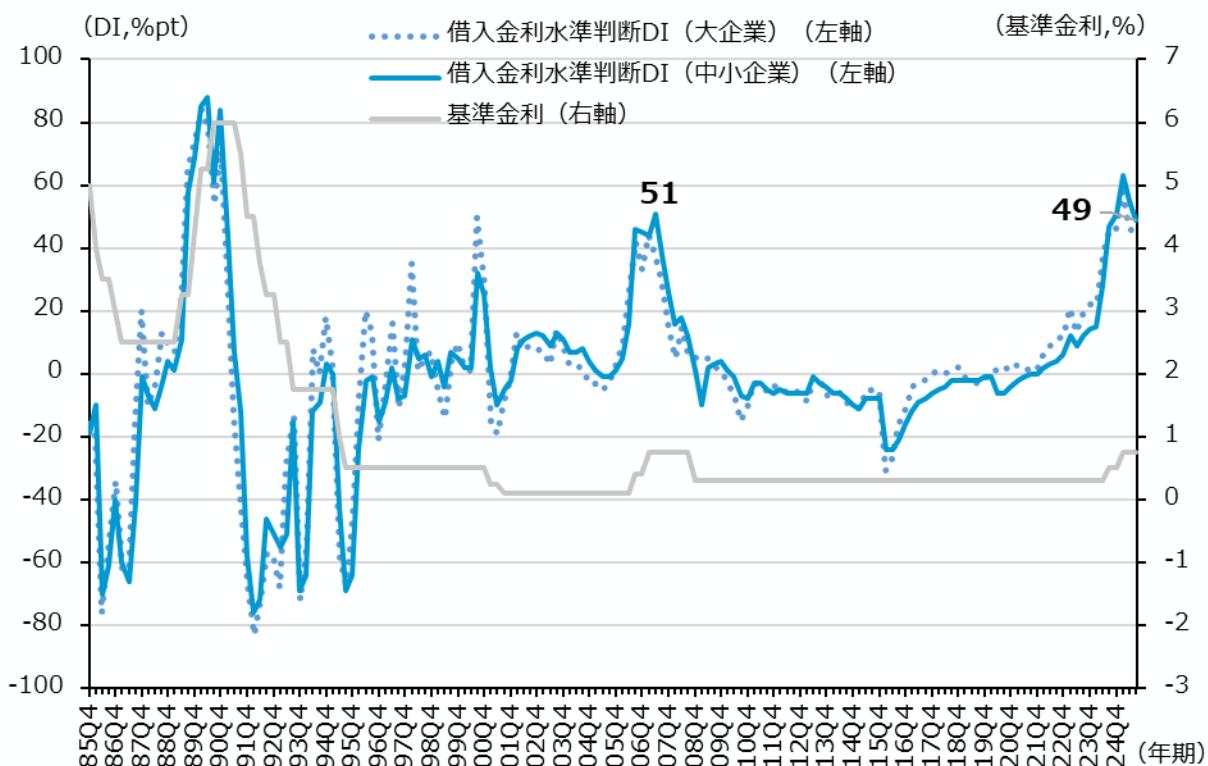
(注2) 直近の2025年6月時点では、有効回答企業数5,494社（売上減少の回答割合がピークであった2020年4月時点では、有効回答企業数5,811社）

(出所) (株)日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査（中小企業編）」

5. 約30年ぶりの「金利のある世界」の到来

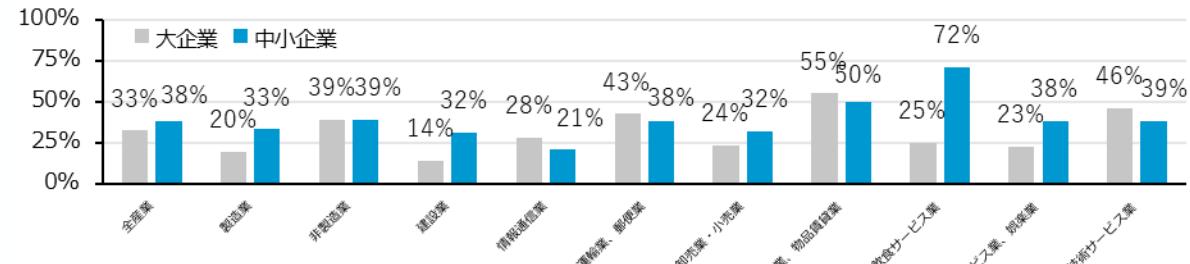
- 「金利のある時代」が到来し、金融機関の貸出金利の上昇を受けて、中小企業の借入金利水準判断は段階的に上昇。前回の利上げが行われた2006年、2007年以来の高水準。
- 中小企業は大企業と比較して借入金依存度が高い傾向。そのため、貸出金利上昇は利益下押しリスクに。また、中小企業の有利子資産利子率は低いため、金利上昇がもたらす恩恵を受けにくい。

図1 借入金利水準判断（「上昇」－「低下」）



(注1) ここでの大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。なお、2003年第4四半期以前の調査においては、大企業は常用雇用者数1,000人以上、中小企業は常用雇用者数50～299人の企業とする。
 (注2) 「借入金利水準判断DI」は、借入金利水準について、「上昇」と答えた企業の割合から、「低下」と答えた企業の割合を引いたもの。
 (出所) 日本銀行「全国企業短観経済観測調査」

図2 借入金依存度（企業規模別、業種別）

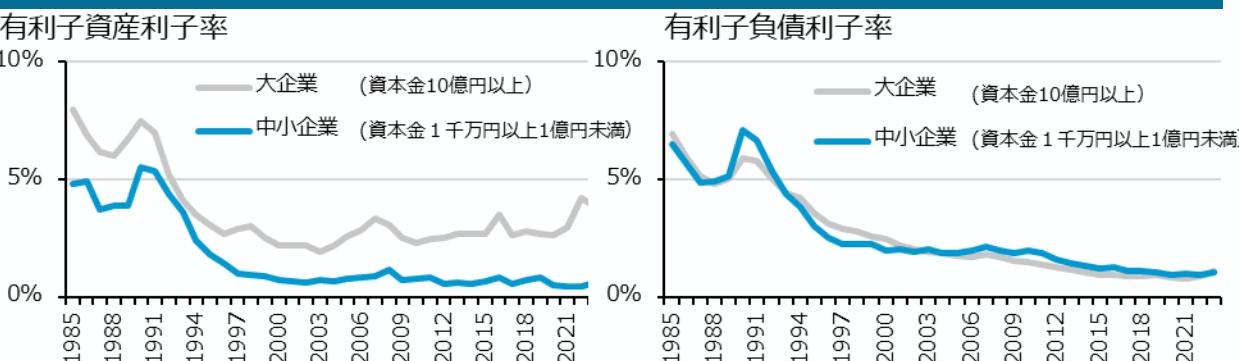


(注1) ここでの大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。

(注2) 借入金依存度 = (金融機関借入金+その他の借入金+社債) ÷ 負債・純資産合計。(注4) 2023年度の実績について集計したもの。

(出所) 財務省「法人企業統計調査年報」

図3 有利子資産利子率・有利子負債利子率



(注1) 金融業・保険業を含まない。

(注2) 有利子資産利子率 = 受取利息等(配当金含む) ÷ (現金・預金+公社債+長期貸付金+株式)

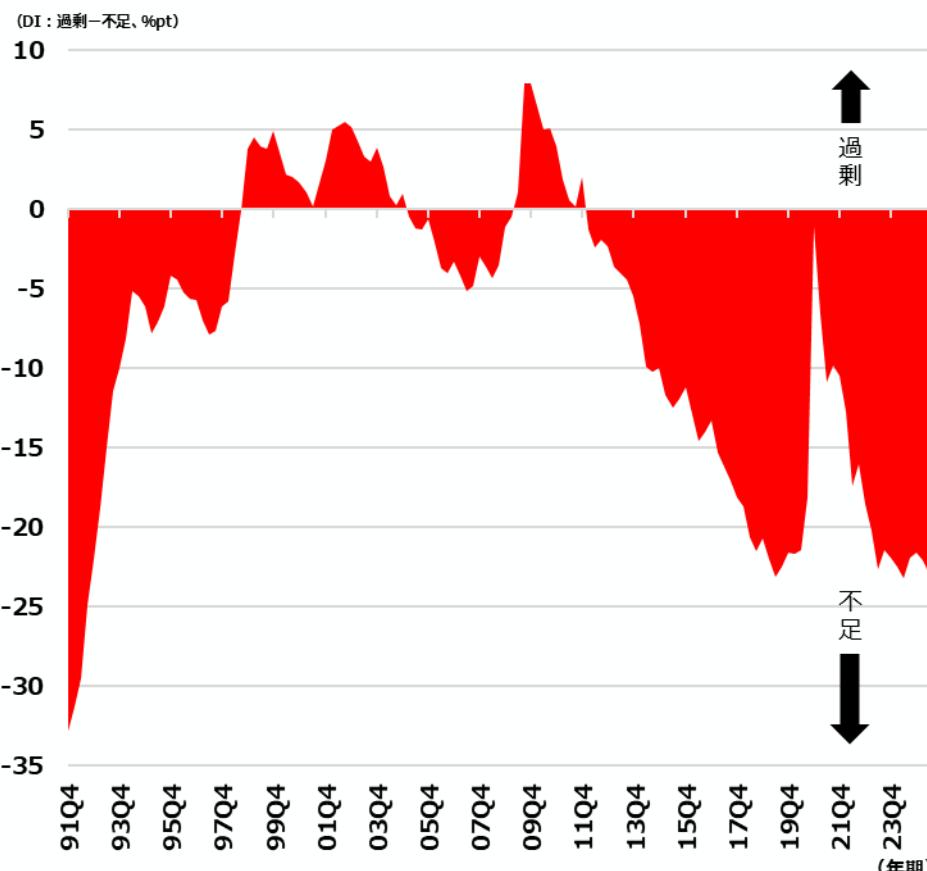
(注3) 有利子負債利子率 = 支払利息等 ÷ (金融機関借入金+その他の借入金+社債+受取手形割引残高(期首・期末平均))

(出所) 財務省「法人企業統計調査季報」

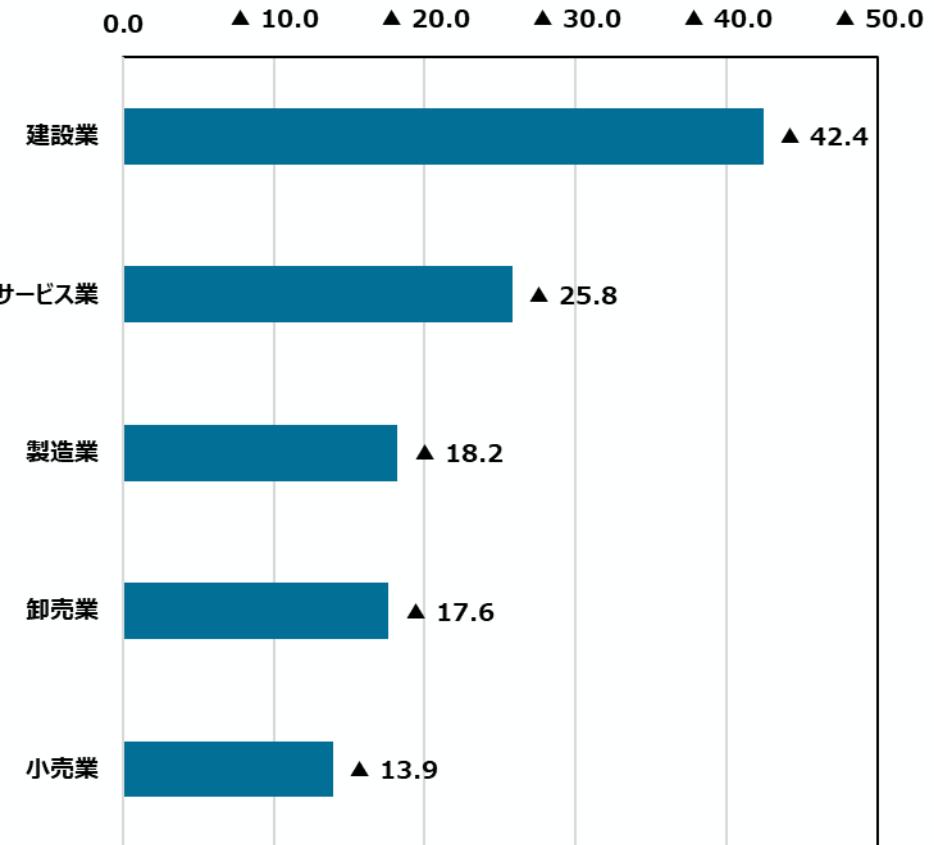
6. 中小企業における人手不足課題の深刻化

- 近年、中小企業では、従業員数の不足感が強まっており、2024年10-12月期の「従業員数過不足DI」は▲22.9%ptと、バブル期に次ぐ水準で人手不足感が高い状況にある。
- また、業種で見ると、特に建設業やサービス業等で人手不足が目立つ。

従業員数過不足DIの推移



特に人手不足が顕著な業種

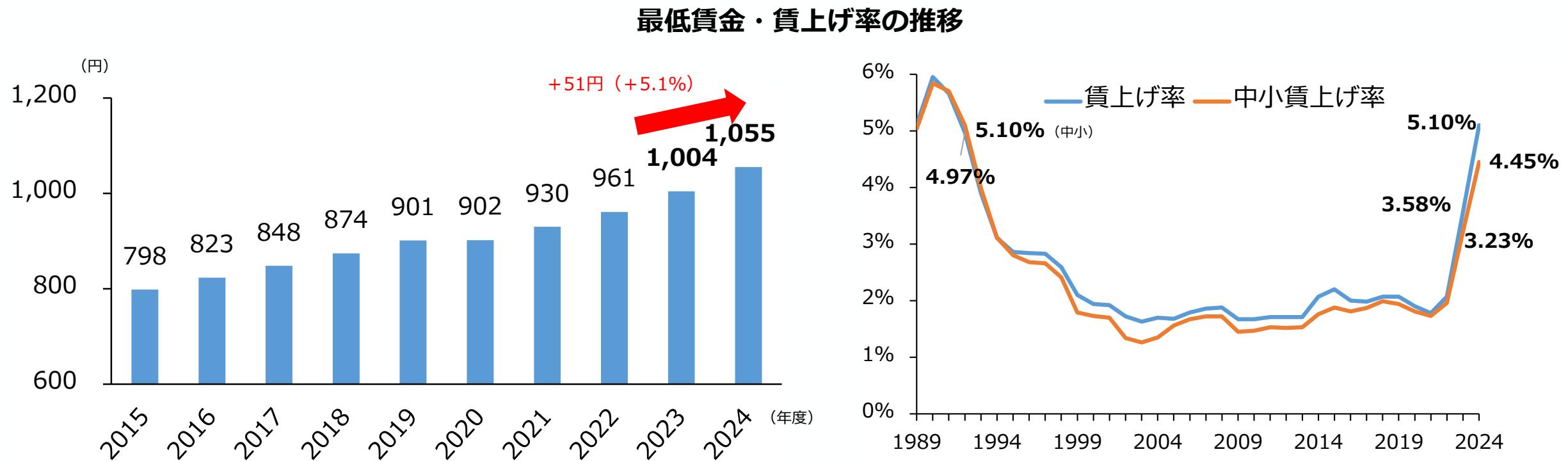


(出所) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

7. 中小企業においても約30年ぶりの賃上げ率を実現

- 2024年の春季労使交渉では約30年ぶりの賃上げ率を達成。中小企業単独で見ても、+4.5%に迫る高水準。一方、大企業と中小企業の間の賃上げ率の差は拡大。今後も大企業の水準についていけなければ、人材流出を招く可能性。



(左図) 資料：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

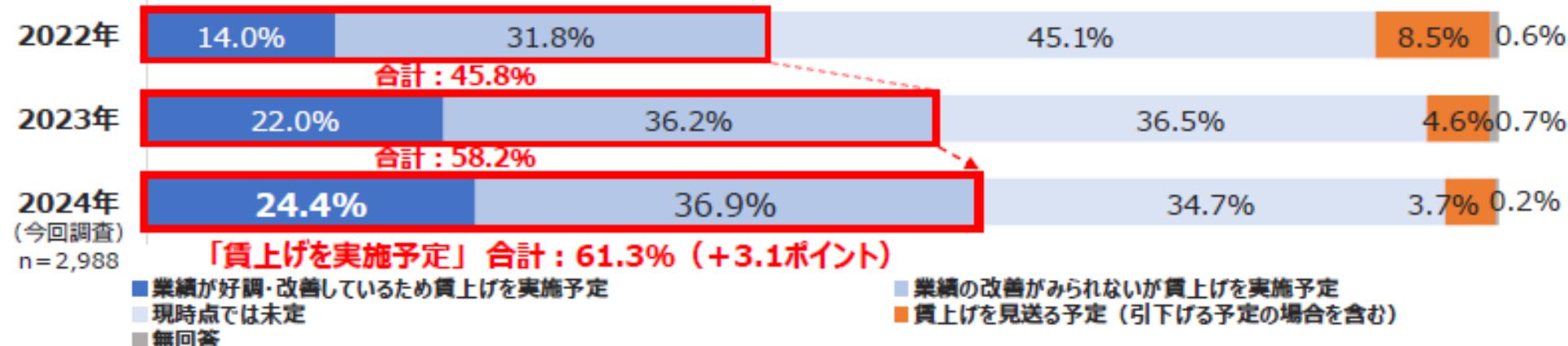
(右図) 資料：日本労働組合総連合会「春季生活闘争第7回（最終）回答集計」（2024年7月1日集計・7月3日公表）

(注) ここで「中小賃上げ率」とは、組合員数300人未満の中小組合における賃上げ率をいう。また、ここで賃上げ率は、平均賃金方式（組合員の平均賃金をいくら引き上げるかについて、一人平均の労務コストをもとに交渉する方式）での賃上げ状況の推移を見たものである。

(参考) 中小企業における「防衛的な賃上げ」

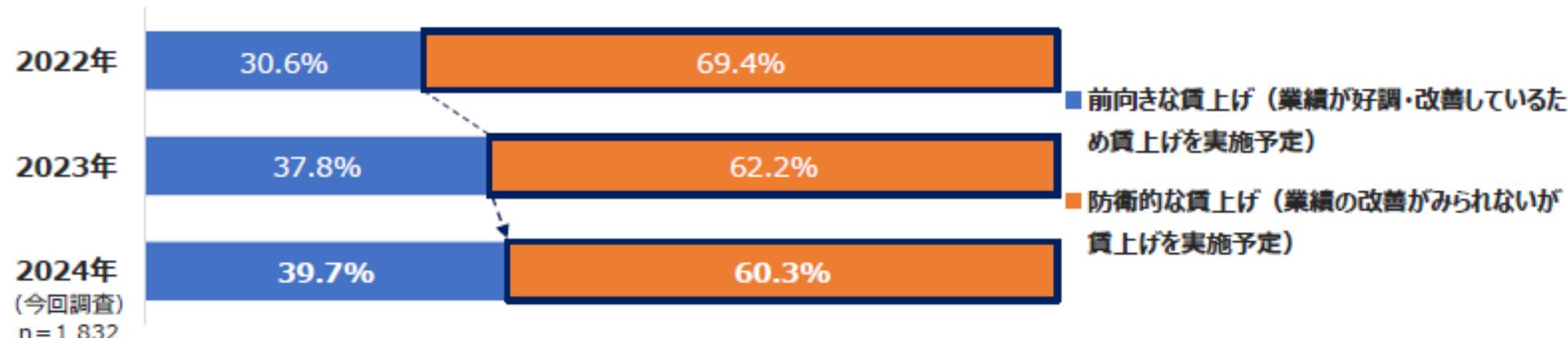
- 日商調査によると、2024年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業は6割を超えており、賃上げを実施する企業のうち6割以上が「防衛的な賃上げ（業績の改善がみられないが賃上げを実施予定）」となっている。

【全体集計】



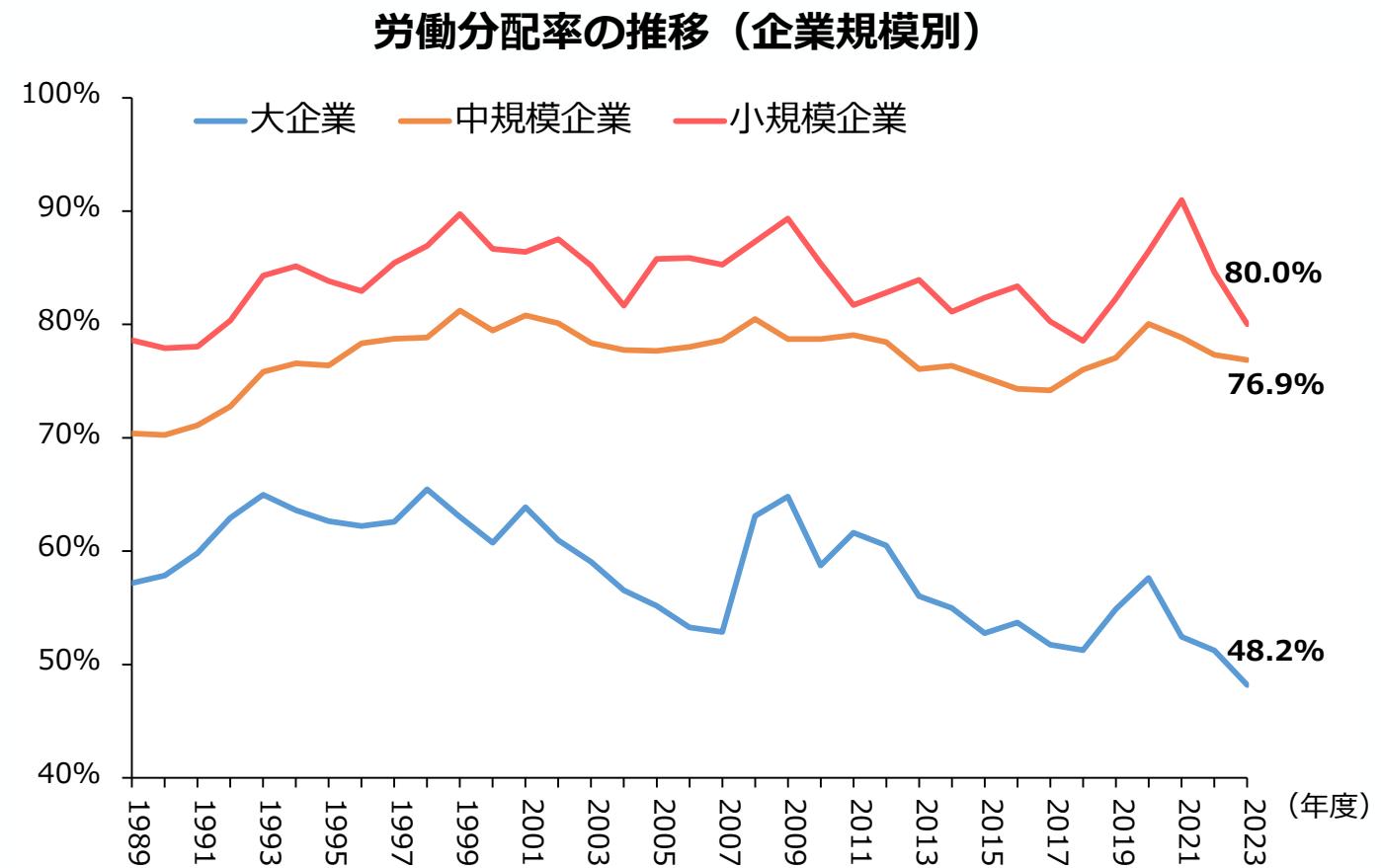
【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施予定」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」と回答した企業



(参考) 中小企業の賃上げ余力は乏しい

- 中小企業の労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合、低いほど賃上げ余力が大きい）は既に8割に近い水準。賃上げへの意欲を見せる事業者も一定程度存在するが、中小企業の更なる賃上げ余力は、大企業と比較して厳しい状況。



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

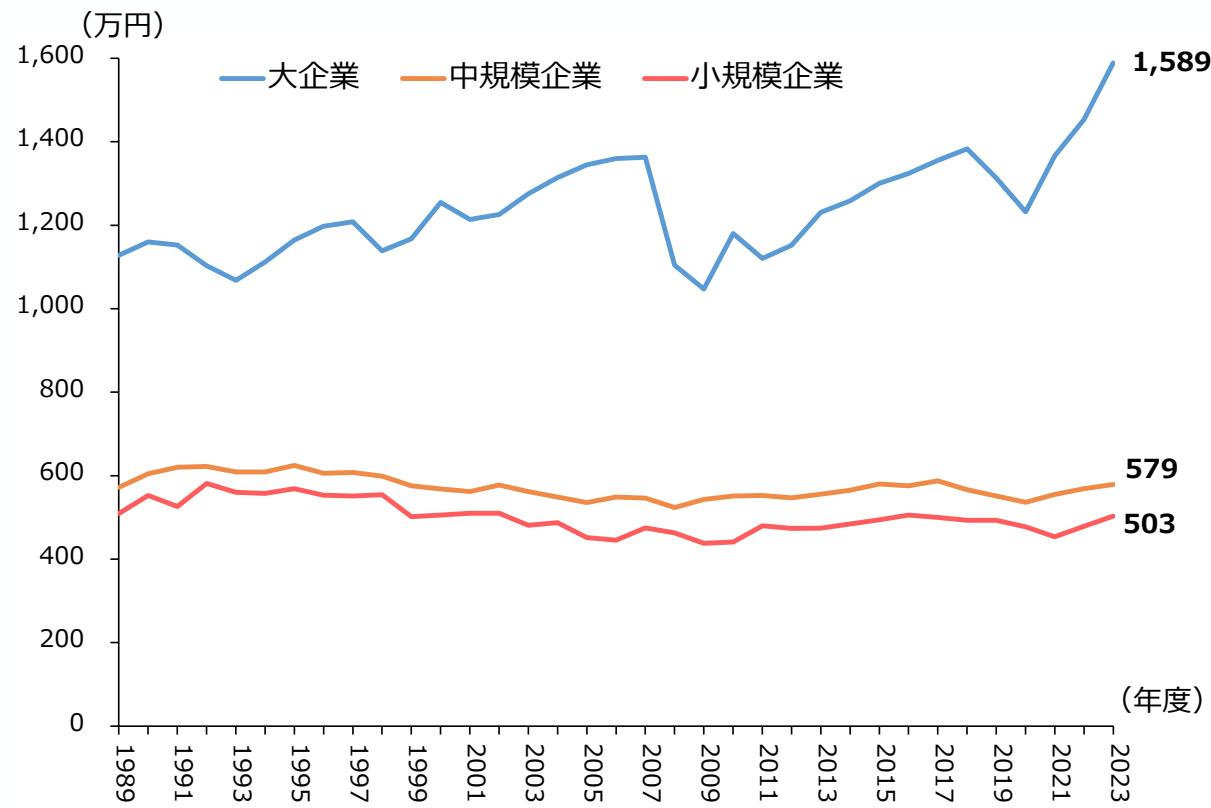
(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。2.金融業、保険業は含まない。

3.労働分配率=人件費÷付加価値額。付加価値額=営業純益（営業利益-支払利息等）+人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課、人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費。

8. 中小企業の労働生産性は各業種とも伸び悩み

- 賃上げ余力を高めるためには、労働生産性（一人当たり付加価値額）を高めることが重要だが、大企業の労働生産性は上昇傾向にあるのに対し、中小企業では伸び悩み。足下で改善傾向にあるものの、約30年前と比較しても、緩やかに低下する傾向で推移。
- 業種ごとの推移を見ると、ほとんどの業種で横ばいの傾向で推移しており、特にサービス業の伸びは小さい。

労働生産性の推移（企業規模別）

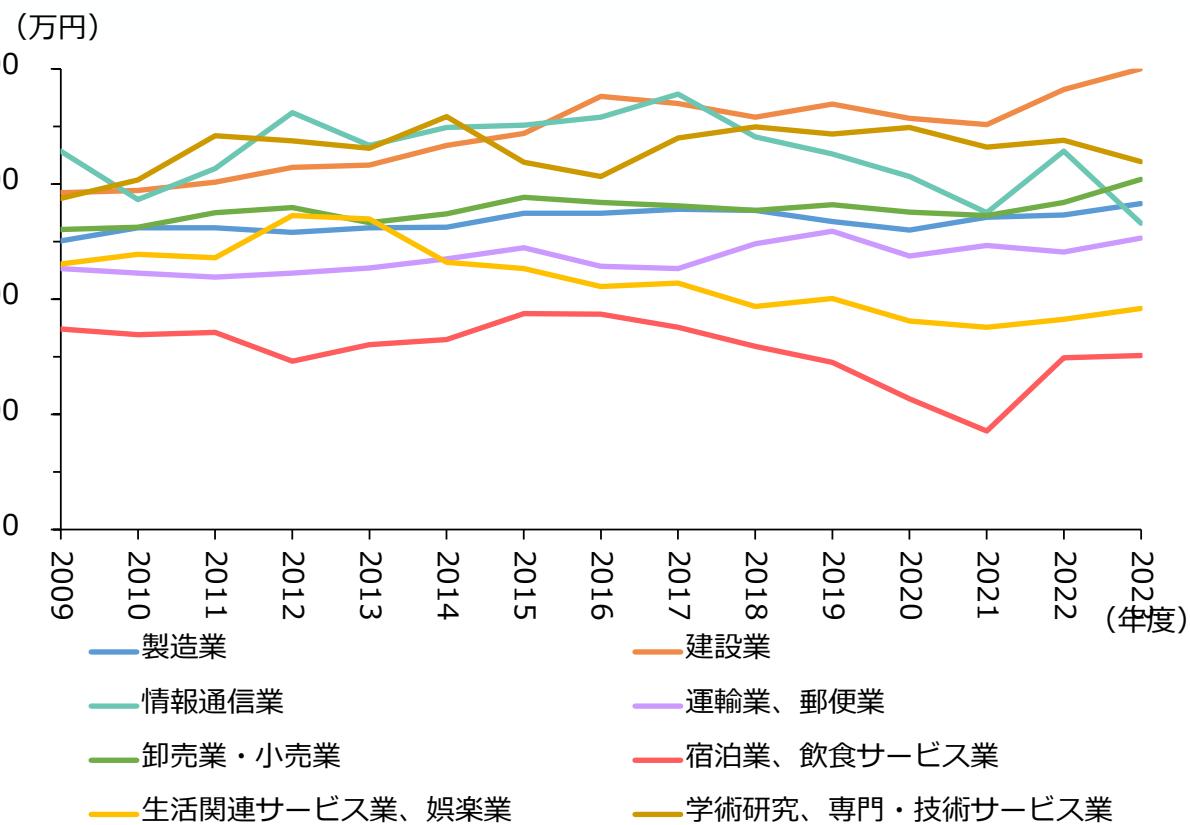


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。2.金融業、保険業は含まない。

3.労働生産性は「従業員一人当たり付加価値額」、付加価値額=営業純益（営業利益－支払利息等）+人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課。

労働生産性の推移（中小企業、業種別）



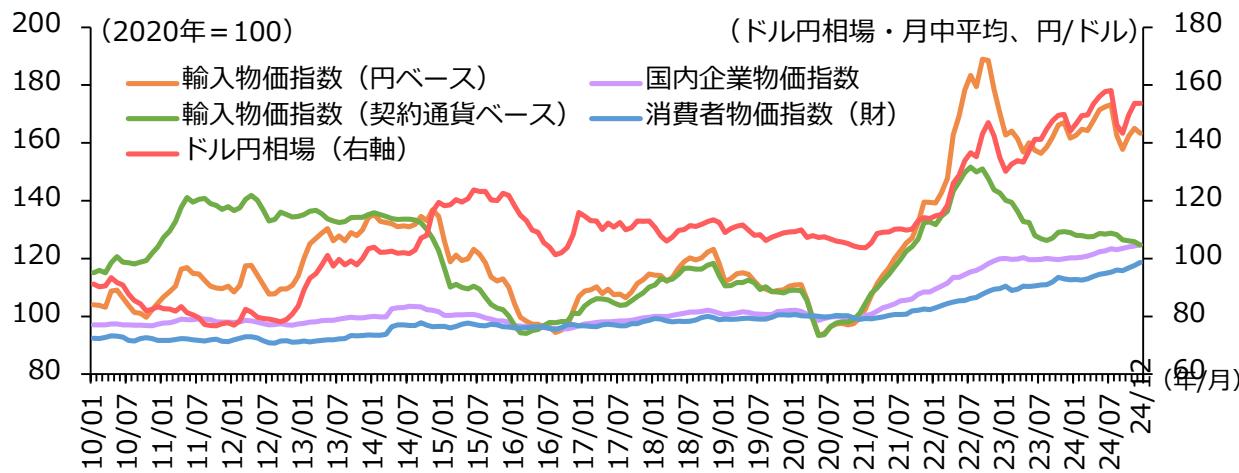
資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1. 資本金1億円未満の企業について集計したもの。2.労働生産性は「従業員一人当たり付加価値額」、付加価値額=営業純益（営業利益－支払利息等）+人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課。

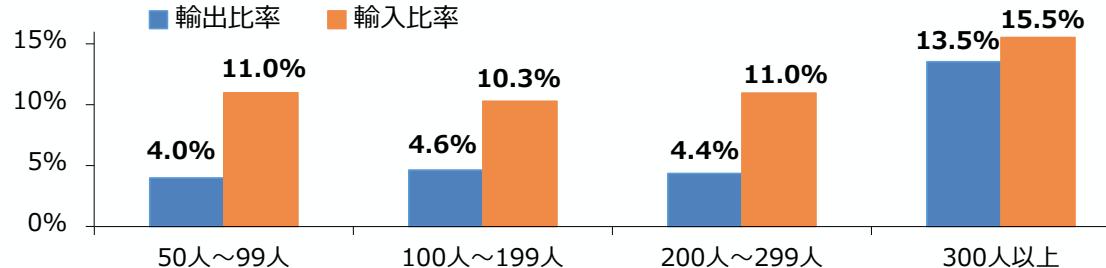
9. 円安・輸入物価高は継続、輸出よりも輸入が多い中小企業の負担大

- 利上げに伴い、今後為替レートが円高方向に動く可能性はあるものの、歴史的な円安・輸入物価高は2024年度も継続。中小企業では、輸入比率が輸出比率を大きく上回るため、円安による利益下押し効果を受けやすい。
- 過去のデータを参考すると、物価上昇・利上げ局面では、全体の平均として見た中小企業の売上高は拡大する傾向。一定の仮定を置いて推計した場合、物価上昇の中でも、柔軟な価格設定による値上げを実施できれば、賃上げによる人件費増や金利上昇による支払利息増のマイナスの影響を加味しても、中小企業の最終的な経常利益は押し上げられると考えられることから、外部環境が大きく変化する中で、経営者は「経営力」がこれまで以上に問われるといえる。

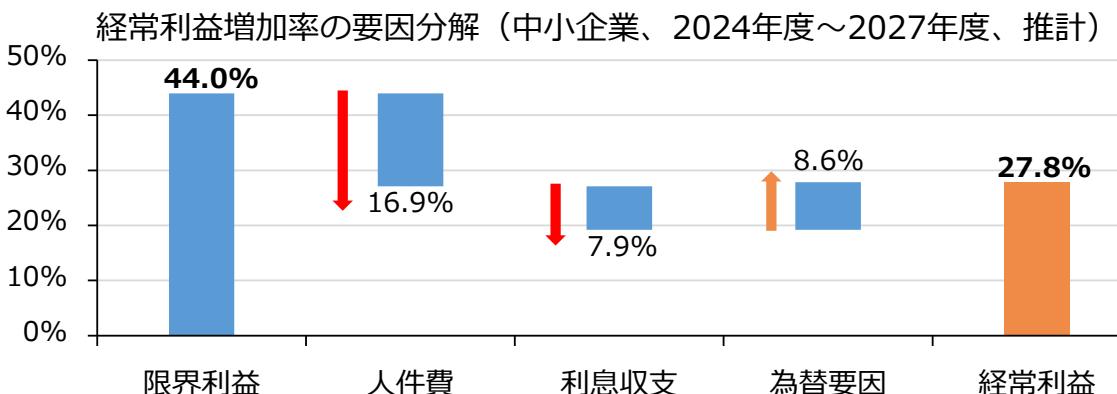
物価、為替レートの推移



輸出入比率（従業者規模別）



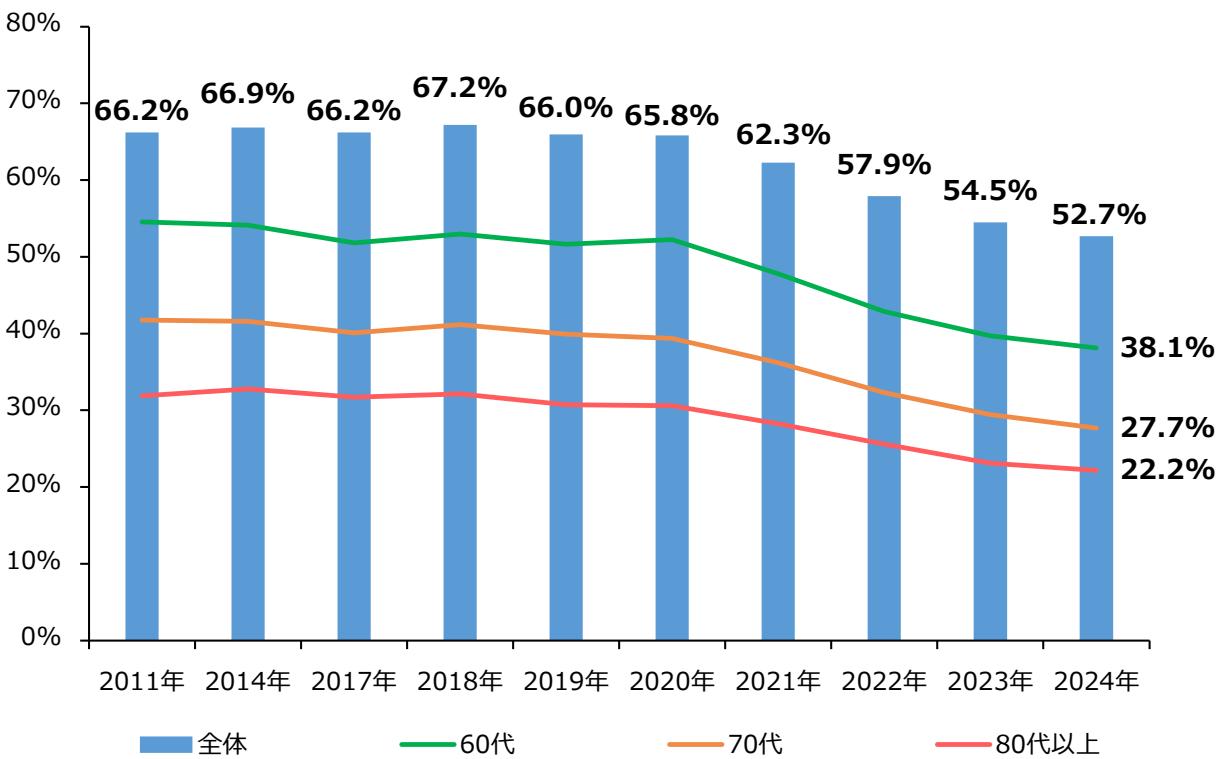
外部環境変化がもたらし得る収支への影響



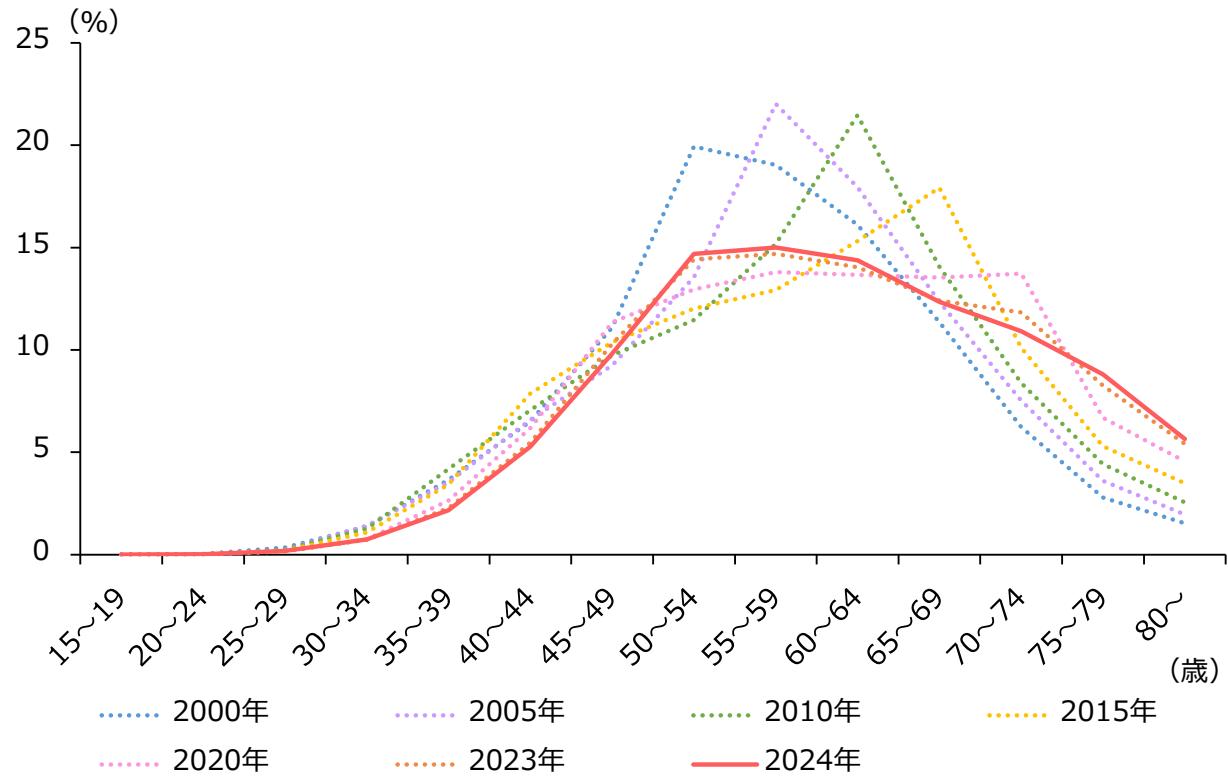
10. 全体的に後継者不在率は減少傾向、中小企業経営者の年齢は高い水準で推移

- 中小企業の後継者不在率は減少傾向にあり、経営者の年齢が60歳以上である企業においても、後継者不足の解消が進む。
- 一方で、中小企業の経営者年齢は、平準化が進むものの依然高い水準。60歳以上の経営者が、全体の過半数を占める。

後継者不在率の推移（中小企業）



経営者年齢の分布（中小企業）



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」、「信用調査報告書」再編加工

(注) 1. ここで「中小企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のことを指す。なお、企業規模は企業概要ファイルの情報に基づき分類している。

2. 「全体会員」については、経営者年齢の情報がない企業も含んだ中小企業数に対する割合を示している。

資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工

(注) 1. ここで「中小企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のことを指す。なお、企業規模は企業概要ファイルの情報に基づき分類している。

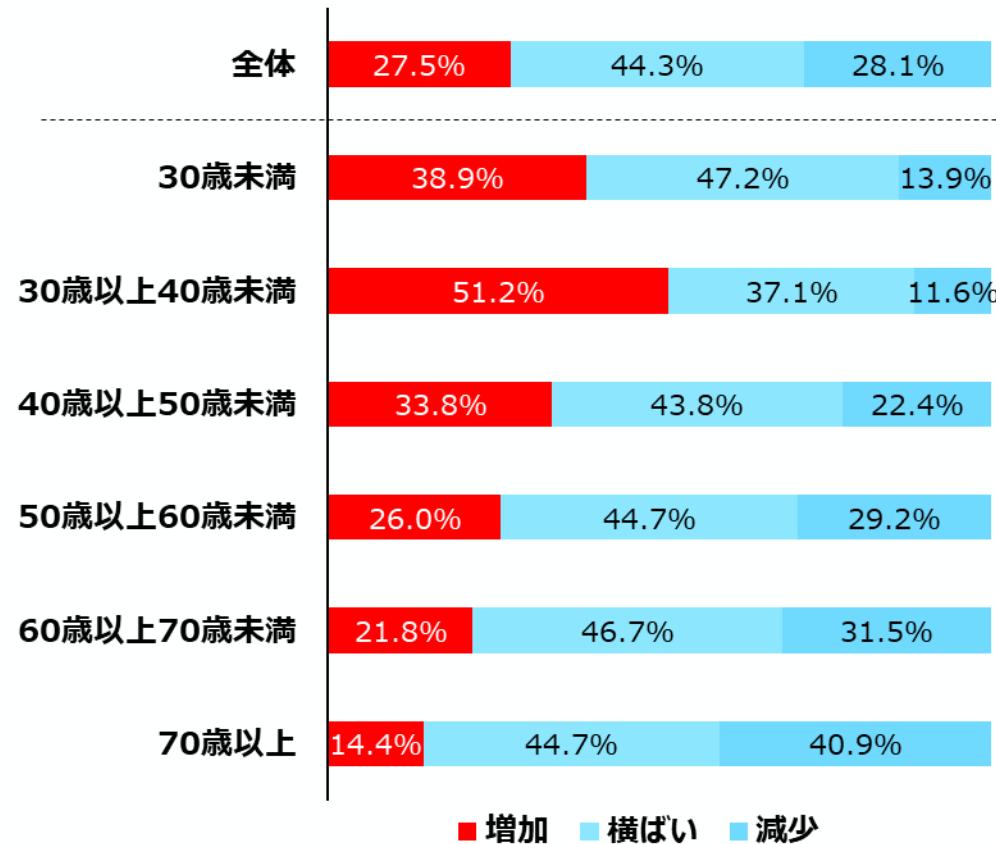
2. 経営者年齢の分布は、経営者年齢が判明した中小企業を対象に集計している。

3. データ制約上、「2000年」については、2001年1月時点の企業概要ファイルを使用し、ほかの系列については毎年12月更新時点の企業概要ファイルを使用している。

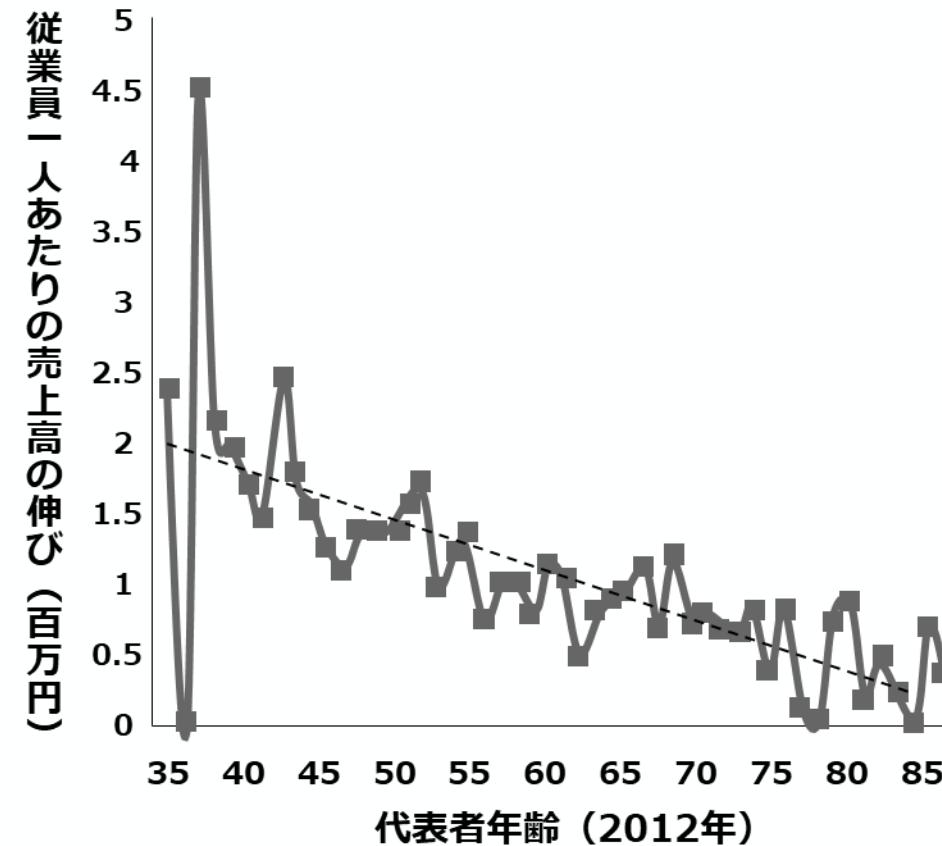
(参考) 経営者年齢と売上高の変化

- 経営者年齢と売上高の関係を分析すると、あくまで傾向ではあるが、経営者年齢が若いほど、売上高の伸びが大きくなる。

経営者年齢層別の売上高の変化



代表者年齢と売上高増加の関係

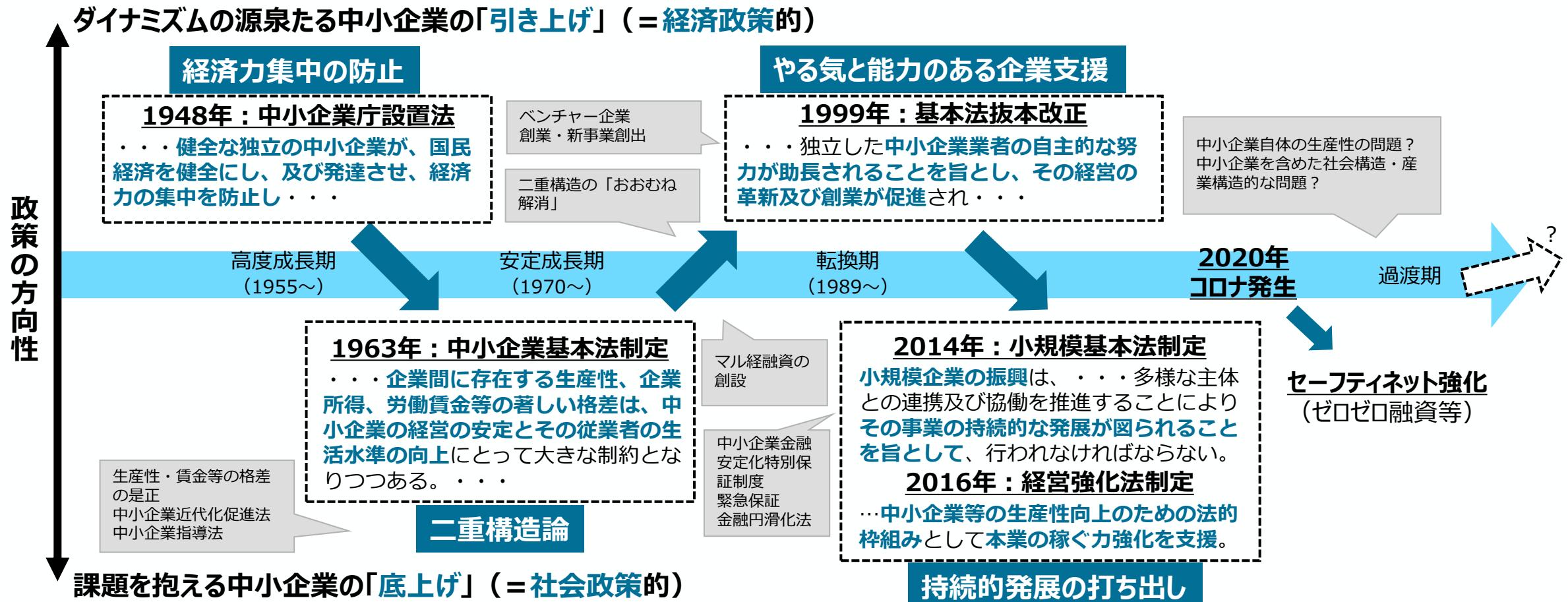


(注) 右図：2012年時点での経営者年齢別の2012年～2017年までの従業員一人当たり売上高の伸び率の中央値をプロットしたもの。

(出所) 「平成28年度中小企業庁委託調査」、帝国データバンク「経営者の特徴を企業は反映するか～年齢と資本集約性の意外な関係～」（2018年11月1日）を基に作成。

11. 中小企業・小規模事業者政策の二面性

- 中小企業・小規模事業者政策は、「経済政策」と「社会政策」の間を行き来している。
- これは、一般的な感覚から「中小企業＝弱者」と単純に捉えられがちであるため、社会政策的な方向への圧力がかかっていることも一因であるが、そもそも中小企業・小規模事業者政策に期待される役割が経済政策と社会政策の両者を内包していることも大きいと考えられる。こうした中で、今後の中小企業政策はどの方向に向かっていくべきなのか。



(参考) ライフステージ・規模等の属性に応じた支援策（例）

- 中小企業・小規模事業者の属性や目指すべき経営戦略に合わせて多様な支援策を整備。

【成長企業創出】

- 成長加速化補助金、新事業進出補助金、IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金、Go-Tech事業、省力化補助金（生産性向上）
- 売上高100億円をめざす宣言（100億宣言）
- 中小機構（成長支援ファンド、ハンズオン支援、GX支援）
- 賃上げ促進税制

【経営環境・経営基盤支援】

- IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金、Go-Tech事業
- パートナーシップ構築宣言（価格取引適正化）、下請法改正、Gメン
- よろず支援拠点（経営支援）、認定経営革新等支援機関

【災害・感染症・国際情勢等の緊急支援】

- 日本公庫や商工中金による融資、信用保証協会による信用保証制度（セーフティネット保証）
- なりわい補助金

【海外展開支援】

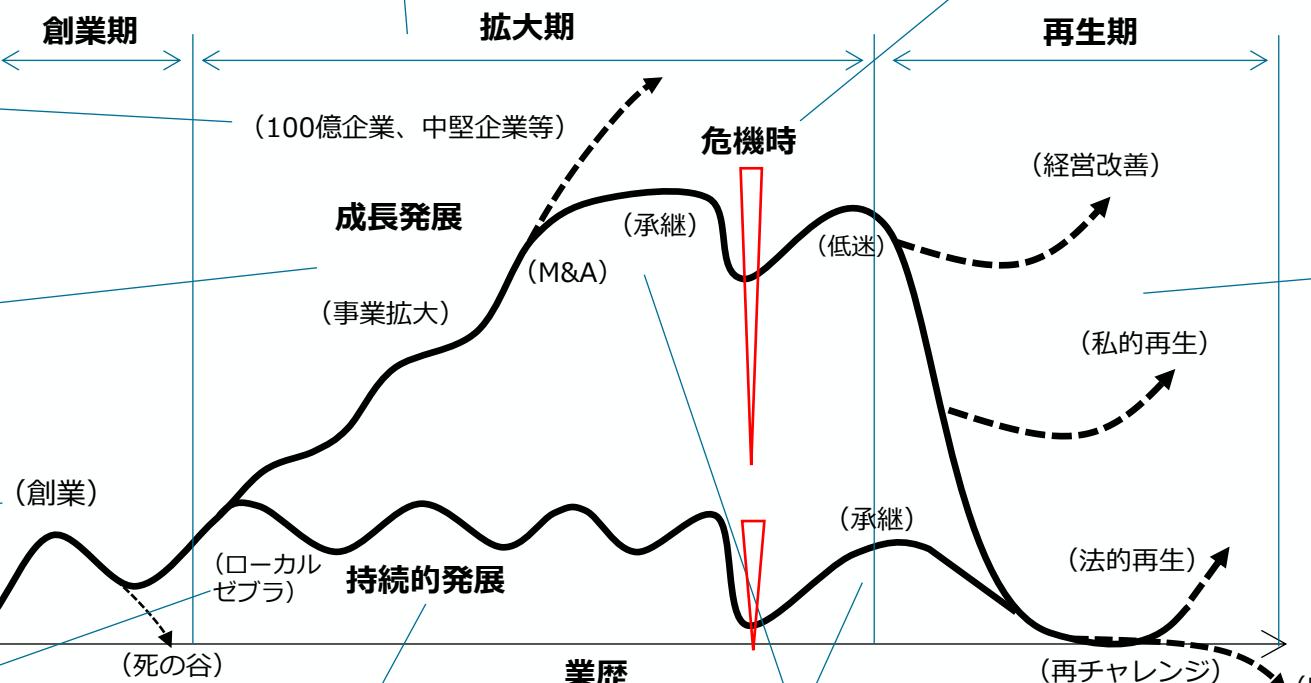
- 新規輸出1万者プログラム（JETRO）
- 中小機構による海外展開支援

【創業支援】

- 日本公庫による融資
- 民間金融機関の融資を後押しする信用保証制度（信用保証協会）
- 中小機構（起業支援ファンド）

【ローカルゼブラ支援】

- コミュニティ形成・機運醸成・実証事業
- 日本公庫による融資（ソーシャルビジネス資金）



【小規模事業者支援】

- 商工会・商工会議所等の伴走支援+日本公庫等の融資（小規模事業者経営改善資金）
- 小規模事業者持続化補助金、商店街等活性化支援

【事業承継・M&A支援】

- 事業承継・M&A補助金、M&Aガイドライン、M&A支援機関登録制度
- 事業承継税制、経営資源集約化税制、アトツギ甲子園
- 事業承継・引継ぎ支援センター、中小機構（事業承継ファンド）

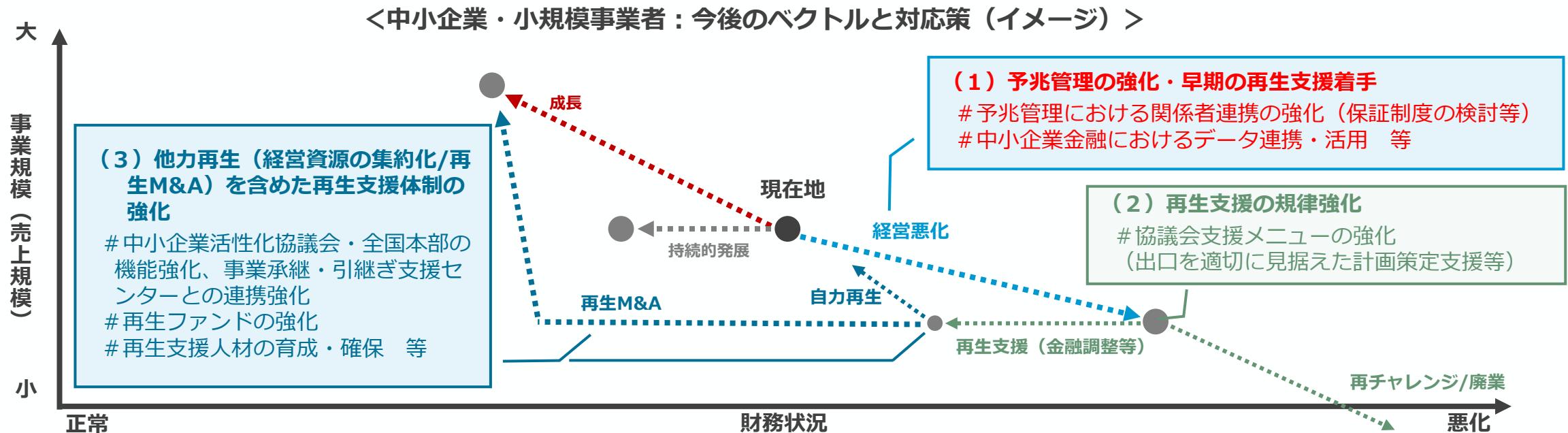
<アジェンダ>

1. 中小企業・小規模事業者を巡る状況
2. モニタリングの高度化を巡る状況と方向性
 - ①全体像 / 足下の取組の方向性
 - ②中長期の取組の方向性

中小企業等の事業再生を巡る背景・課題

2025年10月28日第15回金融小委員会資料

- 足下では、人手不足、後継者不在、人件費や資材価格等の高騰、関税対応等の不透明な国際情勢、「金利のある世界」への対応を含め、**経営課題が複雑化**。さらに**デフレ志向の脱却が必要**となる中、中小企業・小規模事業者の中には、**足下の資金繰りの苦慮に加え、将来のキャッシュフローを描くことに課題を抱える企業も多い**。
- これまで**中小企業活性化協議会の設置・体制強化**や、**中小版GLの策定**などの環境整備を強力に推進してきた一方、ここ数年、活性化協議会では**相談件数の増加・小規模化**が進むとともに、**相談タイミングの遅延**や、**スポンサー型の抜本再生に踏み切るケースの増加**がみられる。
- こうした中で、中小企業の経営力の強化に向け、再生企業においては、**金融支援に留まらず、経営力の高い者がガバナンスを効かせながら事業支援を行うことで、BSとPLを両輪で改善していく視点が重要**となる。
- 今後、少子高齢化・人口減少社会が見込まれる中で、**地域経済の主体である中小企業**によっては**再生局面へのベクトルが強く働くことが想定され、(1)予兆管理の強化・早期の再生支援着手、(2)再生支援の規律強化、(3)他力再生(経営資源の集約化/再生M&A)**を含めた**再生支援体制の強化**等の観点を検討する必要があるのではないか。



1. 円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会について

1. 設置趣旨

- コロナ禍における資金繰り支援策等を経て、民間ゼロゼロ融資の返済も本格化する中で、中小企業・小規模事業者（以下、事業者という。）においては業況悪化の要因となり得る経営課題が複雑化している状況。
- こうした状況下で、まずは事業者自身が習慣的に経営状況を確認するというマインドセットを持つことが重要。その上で、信用保証協会や地域金融機関等におけるリソース制約も踏まえると、データを生み出す事業者及びデータを活用する信用保証協会・地域金融機関の両輪でのDX/IT化の取組も含めて、信用保証協会・地域金融機関・土業等での役割分担・連携の下で、経営状況の回復及び成長・持続的発展を目指す事業者への後押しを行っていく必要がある。
- 保証付融資先を念頭に、事業者の経営悪化の予兆の早期把握及び適切な事業者支援の実行により経営力強化を後押ししていくモニタリングの在り方について、短期及び中長期の時間軸も踏まえながら検討を実施。3月末に報告書を公表。

2-1. 委員

※◎は委員長

井上 真伯	一般社団法人神奈川県中小企業診断協会 監事
小野 浩幸	山形大学 大学院理工学研究科 教授
加藤 寛史	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
川瀬 俊輝	一般社団法人全国信用金庫協会 芝信用金庫 経営支援部 副部長
河原 万千子	公認会計士・税理士
黒澤 元国	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 広域指導員
坂本 恒之	株式会社スマイルワークス 代表取締役社長
平元 淳治	一般社団法人全国地方銀行協会 常陽銀行 融資審査部 副部長
古川 忠彦	アルバーコンサルティング株式会社 代表取締役
◎家森 信善	神戸大学 経済経営研究所 グローバル金融研究部門 教授

2-2. オブザーバー

一般社団法人CRD協会	一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人第二地方銀行協会	一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
株式会社商工組合中央金庫	株式会社日本政策金融公庫
金融庁監督局 信金中央金庫	全国信用保証協会連合会
中小企業活性化協議会全国本部	日本公認会計士協会 日本税理士会連合会

3. 開催日程

- 第1回（2024/12/5）モニタリングの現状把握・論点提起、モニタリング強化に向けた足下の対応
- 第2回（2025/1/14）中小企業と金融機関の両輪でのDX/IT化
- 第3回（2025/2/12）モニタリング・事業者支援の高度化に向けた対応・連携
- 第4回（2025/3/11）取りまとめ報告書（案）

(参考) 「モニタリング」に含意すること

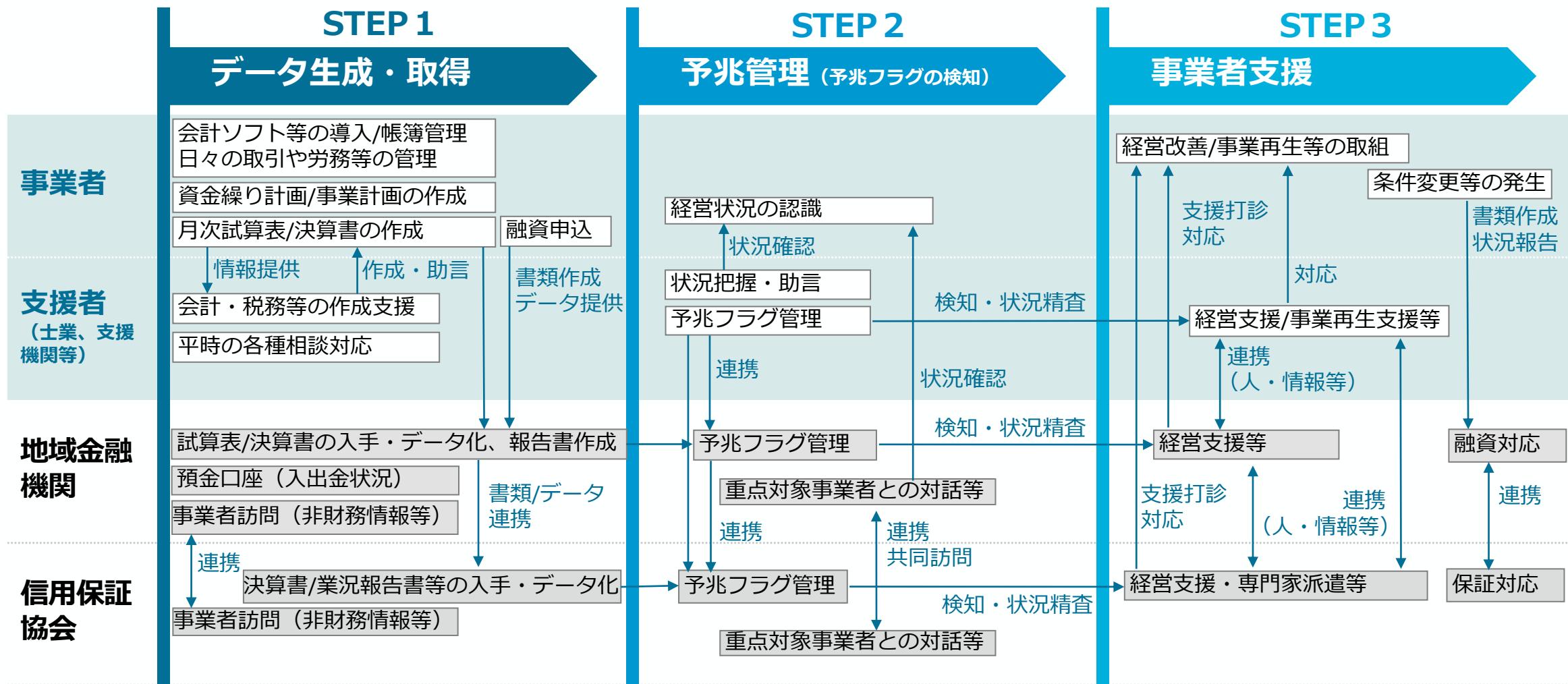
(前略) こうした予兆管理の仕組みとして、本報告書では「モニタリング」という用語を用いている。注意すべき点は、経営者自身が自社の経営について熟知しているはずであっても、必ずしも事業の状況を正確に把握できているとは限らないことである。

したがって、本報告書におけるモニタリングには、経営者が自社の状況を正しく認識するための行動も含まれている。言い換えれば、**本報告書が目指すモニタリングの高度化とは、地域金融機関や信用保証協会が借り手企業の監視を強化することではなく、経営者自身が自社の経営状況を常に正しく把握し、早期に変調を察知できる仕組みを整えることで、企業の持続的な成長を支えることにある。**

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 委員長
神戸大学経済経営研究所グローバル金融研究部門 教授
家森 信善

(参考) 期中のモニタリングにおける業務フロー・関係機関の動き

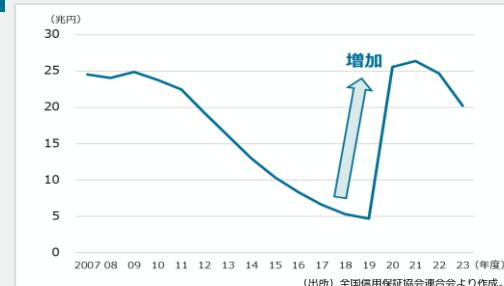
- 期中のモニタリングの一連の動きとして、①データ生成・取得、②予兆管理（予兆フラグ検知）、③事業者支援（予兆フラグ検知後の対応）の段階。



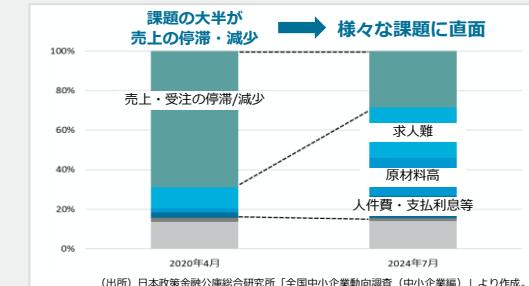
2. 円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 報告書（概要）

背景

1. コロナ禍で100%保証が増加



2. コロナを経て経営課題が複雑化



3. 業況が厳しい企業の倒産が顕在化



4. 再生・再チャレンジ支援ニーズが増加



➡ 保証付融資先を念頭に、事業者の経営悪化の予兆の早期把握及び適切な事業者支援の実行により経営力強化を後押ししていくモニタリングの在り方を検討

目指す状態

事業者を取り巻く関係者の更なる連携深化の下、事業者からの提供情報を基にAI/IT等を活用しつつ、事業活動が継続困難となる前に、各地域において早期の事業者支援が実施されることを目指す

モニタリングの高度化

➡ 事業者が自らの経営状況を適切に把握する重要性を認識し、経営状況の回復及び成長・持続的発展を目指す事業者への変革を後押し

モニタリングの状況

データ生成・取得



予兆管理



事業者支援

現状・課題

- データ生成・提供に対する事業者のネガティブなマインドセット
- データ連携の円滑化（即時性の高いデータの活用、活用可能な形式のデータ連携等）

- 信用保証協会や地域金融機関における人的リソースの制約
- 活用可能なデータの制約、データに基づく予兆管理の仕組みの不足

- 事業者支援に対する事業者の腹落ち
- 予兆フラグ検知後の信用保証協会・地域金融機関・支援者（土業等）における相互連携の更なる円滑化

今後の対応策

※モニタリングの高度化に係る基本的な考え方（事業者情報の共有・範囲等）を整理の上で、以下の対応を検討

1. 事業者の情報提供に対するインセンティブの仕組み

- 事業者の定期的な情報提供の促進のため、事業者との定期的な接点を持つ支援者（土業等）の関与も含めた、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みの検討

2. DX/IT化によるモニタリング高度化に向けた段階的取組

- 会計ソフト等によって生成された、項目名・内容・順番等が不揃いなデータの利活用に向けた互換性の確保に向けた取組の検討

3. 「予兆管理における着眼点」の整理・公表

- 保証付融資先に対する早期の予兆把握及び適切な事業者支援に向けて、予兆管理を行う上での一定の着眼点を整理・公表

4. 「モニタリング段階に応じた役割分担」の整理・公表

- 予兆フラグ検知後の対応をはじめ、モニタリングの各段階で、事業者を取り巻く各主体が一定の役割分担に基づき、各々の役割を果たしていく上での基本的な考え方を整理・公表

3. 信用保証協会によるターゲティングや予兆管理における課題

信用保証協会のターゲティングや予兆管理の課題等を分析するため、直近決算書の徴求割合や予兆管理に最適なプレイヤー、予兆管理に必要な情報について、各信用保証協会にヒアリングを行った。

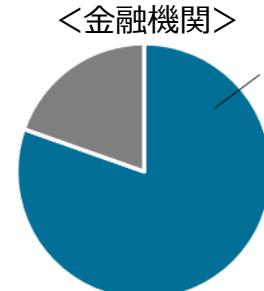
- 直近決算書の徴求については、通常業務のほか業況が悪化している事業者や保証債務残高の多い事業者など、**重点管理すべき事業者を一定の基準で抽出し、効率的な取得**に努めている。
- 予兆管理に必要な情報**としては多くの信用保証協会で決算書を挙げる一方、**よりタイムリーな情報として試算表**を挙げる信用保証協会、更には即時かつ確実に情報が存在している日々の**口座情報（入出金情報）**を有益になり得る情報として例示される信用保証協会もあった。
- また、こうした**情報に近い等**を理由に、**予兆管理に適したプレーヤー**として、金融機関のほか、税理士（多くの場合、**一定程度の経営支援能力のある者**）を挙げる信用保証協会があった。

ターゲティングや予兆管理の課題等における各信用保証協会の意見

- 保証・条件変更申込時のようなクレジットイベントがある場合は、最新の決算書・試算表等を受領することが可能だが、**クレジットイベントがない中での決算書・試算表等の徴求が課題**。また、**現預金の動きや資金繰りの状況についても保証協会で把握することが困難**。
- 期中の予兆管理については、信用保証協会のリソースやマンパワー等の問題により、**期中の状況変化を把握する手立てや即時性の高い情報を得る手段が乏しいのが現状**であり、**金融機関や土業・政府系支援機関等の支援者と効果のある連携を行っていくことが課題**。
- 金融機関の業務も多様化**しており、**コロナ禍を経たことで、金融機関と顧客間の関係性の構築が課題**となっている印象。そういう意味でも**税理士とのタイアップ**や、信用保証協会からアプローチすることが必要かと思っている。

予兆管理に適したプレーヤー

(信用保証協会へのヒアリング結果（複数回答）)
※信用保証協会を除く



全51協会中、41協会から
金融機関という回答あり



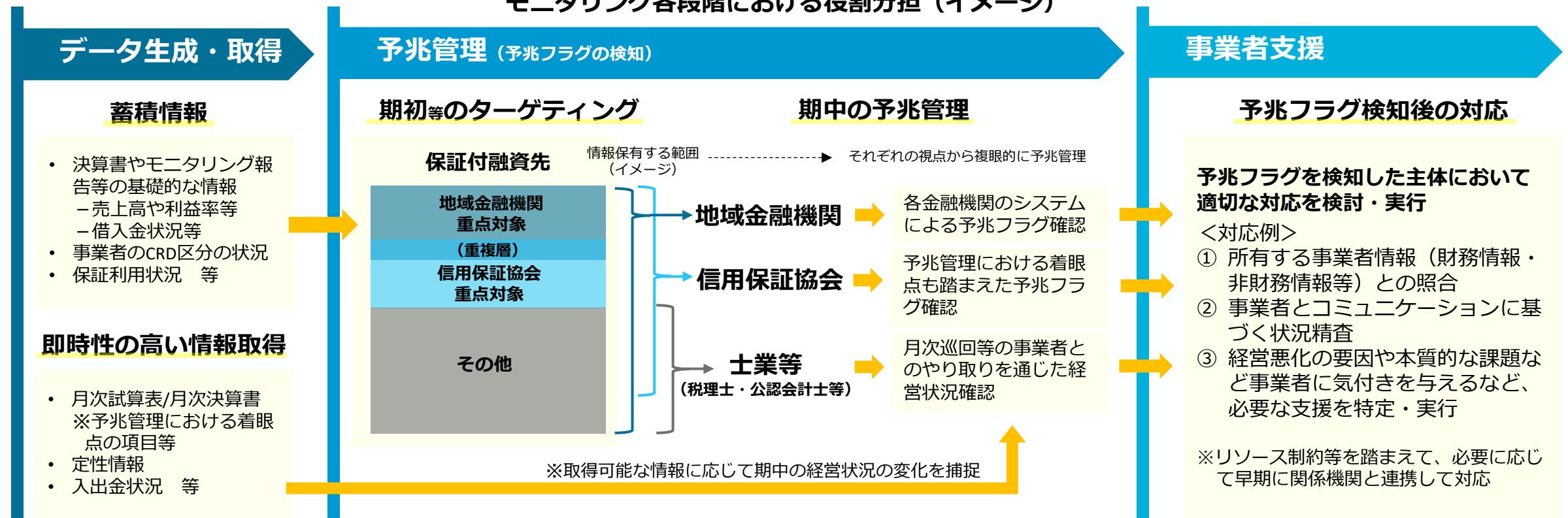
全51協会中、29協会から
税理士という回答あり

※ヒアリングによる結果であり、各信用保証協会によって聞き方・回答ぶりが異なるため、必ずしも正確な値でないことに留意が必要。

4. 「モニタリング段階に応じた役割分担」の概要

- モニタリングの各段階で、事業者を取り巻く各主体が一定の役割分担に基づき、各々の役割を果たしていくことが重要。こうした連携の在り方について、各地域において関係主体間で認識の共有を行っていく上での参考材料として、基本的な考え方を示すもの。
 - まず期初等の基準時点において、信用保証協会や地域金融機関において、蓄積情報に基づくターゲティング（期初のターゲティング）で、その後の期中に「重点的に予兆管理を行う事業者」を抽出する。
 - 各主体が所有するリソース（データ・システム・マンパワー等）に応じて、それぞれの視点から複眼的に期中の予兆管理を行う。信用保証協会や地域金融機関の両者の重点対象外（その他）に属する保証付融資先についても、信用保証協会、地域金融機関、士業（税理士・公認会計士等）が必要に応じて関係機関と連携しつつ、それぞれの予兆フラグの仕組みの下で予兆管理を行う。
 - 期中に予兆フラグが検知された場合には、事業者の状況精査の上で、関係主体で連携をしながら必要な事業者支援を行う。

モニタリング各段階における役割分担（イメージ）

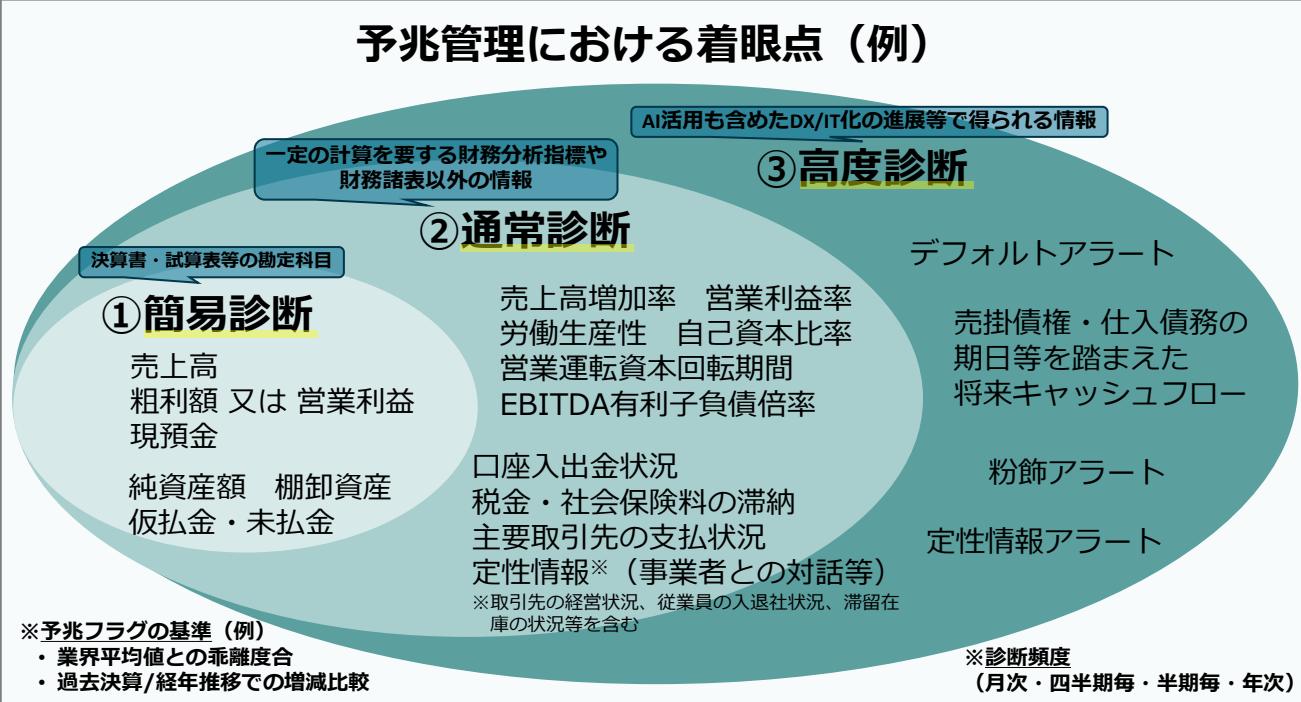


5. 「予兆管理における着眼点」の概要

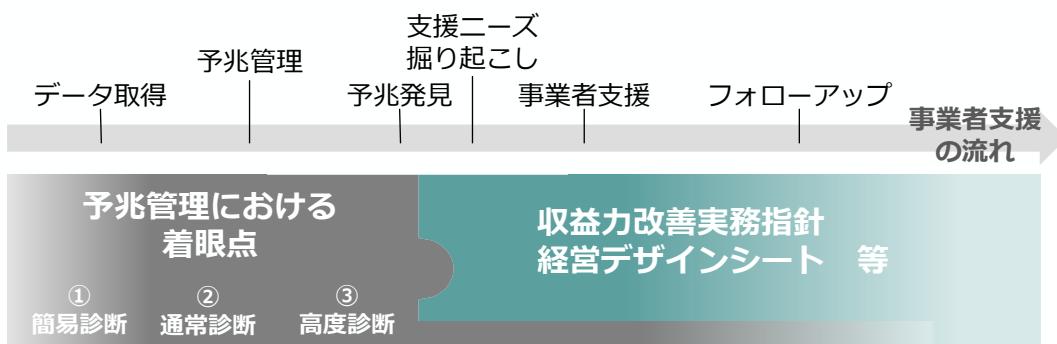
- 信用保証協会・地域金融機関・支援者の各主体において取得・活用可能な情報の種類・粒度や予兆管理の仕組み（DX/IT化の進捗）等に応じた診断方法に基づき※、動態的に確認していくべき予兆フラグの項目例を整理。
 - ①簡易診断：最低限の情報（決算書・試算表等の勘定科目）で事業者の経営悪化の予兆をより早期に検知していく診断
 - ②通常診断：様々な角度からの情報（財務分析指標や財務諸表以外の情報）を組み合わせながらより的確に予兆を検知していく診断
 - ③高度診断：AI活用も含めたDX/IT化の進展等の下で得られた情報で行われる精度の高い診断

※例えば、高度診断まで対応可能な主体においては、初期段階から高度診断までの項目で予兆管理を行うことが望ましい。簡易診断であれば対応可能な主体においては、簡易診断から始めて、事業者との関係性深化等により取得及び活用可能な情報が増えた場合には、通常診断など精度を上げた予兆管理も行っていくことが想定される。
- モニタリングを行う各主体において、活用可能な情報の種類・粒度や予兆管理の仕組みに応じて、着目すべき項目・診断頻度・予兆フラグの基準を検討する。その際には、各主体・地域の実態等に基づく柔軟な変更も含めて項目等を選定し、効率的・効果的な診断を行っていくことが勧奨される。

予兆管理における着眼点（例）



「予兆管理における着眼点」の位置づけ



「予兆管理における着眼点」の用途（例）

- ✓ 事業者（自己診断）、信用保証協会・地域金融機関・事業者との接点が多い支援者（税理士等）等における予兆管理水準の目安
- ✓ 事業者支援/フォローアップにおける支援者の参照材料

(参考) 「予兆管理における着眼点」について

- 「予兆管理における着眼点」は、保証付融資先に対して、**より早期に事業者の経営悪化の予兆を把握し、事業者の状況を精査の上で必要な支援を講じていくため**、信用保証協会・地域金融機関・支援者（税理士・公認会計士等）といったモニタリングを行う主体ごとに、**定期的に保証付融資先の予兆管理を行っていく上でのベースとなる考え方を示すもの**。
- 具体的には、各主体において、**活用可能な情報の種類・粒度や予兆管理の仕組みに応じて※、収益性の低下や資金繰り面の課題の顕在化等の一定の指標に着目し、これらの指標からリスク要因が特定された場合には予兆のフラグを検知する中で、当該指標として着目すべき項目について整理したもの**である。

※予兆管理の頻度としては、可能な限り即時性の高いデータによって予兆フラグの検知を行うことが望ましいが、取得・活用が可能なデータに応じて、月次/四半期毎/半期毎等での定期的な取組が重要となる。

- 着眼点の項目（特に財務指標）**は、あくまで事業者の事業活動の結果の一部であり、事業者の状態を決めつける性質のものではなく、**予兆のフラグを検知した場合には、事業者の状況を精査した上で、事業者との対話等を通して原因となる実態について気付きを与えるなど、事業者支援に繋げていくことが必要**。また、こうした取組の結果として、**事業者自身が習慣的に経営状況の管理・確認を行うようになることが望ましい**※。

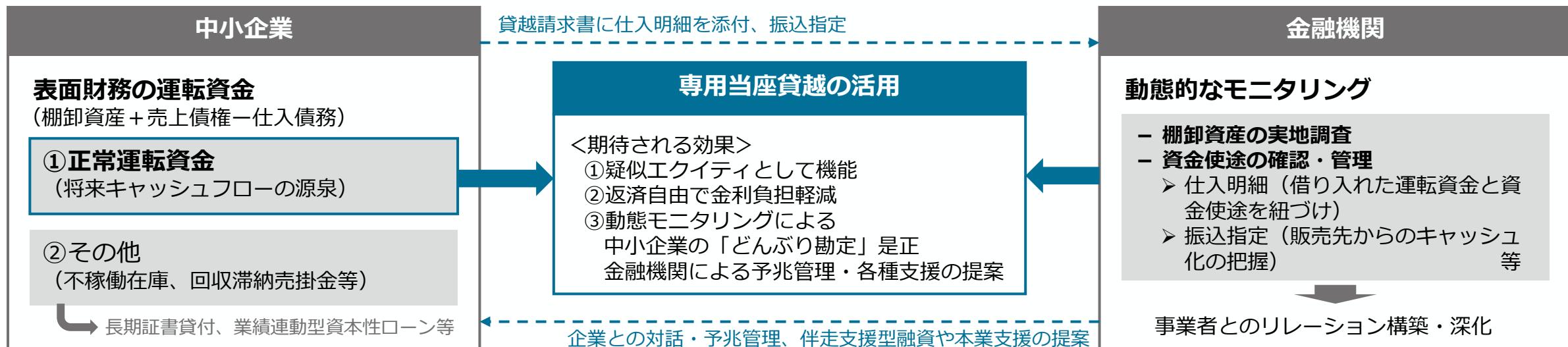
※次項で示す簡易診断の上段（及び可能であれば簡易診断の下段や通常診断の上段（ローカルベンチマークにおける財務分析指標））の項目は、事業者自身が自己診断を行って経営状況を確認するための指標としても活用が可能。

- なお、着眼点における予兆管理の項目は固定ではなく、**独自の着眼点を持つ金融機関や保証協会等がある場合や各地域における業種構成の違い等から地域性がある場合などは、各主体・地域の実態に応じて柔軟に変更することが望ましい**。

6. 動態モニタリング付きの「専用当座貸越」

※日本金融人材育成協会・森俊彦会長の著書より

- 中小企業では、一般的に、仕入れから販売代金回収までの時間的なズレや取引先の業績悪化による赤字・債務超過といった資金繰りの不安定性を誘う短期の運転資金需要が発生。
- 他方、短期資金を長期借入金での融資を受ける場合、随時の約定弁済により、営業キャッシュフローが黒字でも資金繰りショートを起こす、条件変更でニューマネーがストップする等の恐れがある。加えて、長期で運転資金を借り入れた結果、いつの間にか納税資金や修繕・設備資金といった本来の運転資金とは異なる使途で運用されるなど、「どんぶり勘定」の端緒にもなり得る。
- こうした中小企業の資金需要には、動態的なモニタリングを前提とした、正常な運転資金に対応する「専用当座貸越」の活用により、中小企業の「どんぶり勘定」の是正や、企業との対話・予兆管理に基づく金融機関の伴走支援型融資・本業支援等の提案を生み出す好循環が期待できる。



(参考) 商工中金「対話型当座貸越(無保証)」

- 商工中金では、TKC全国会と連携して、**当座貸越契約の締結により、簡易な手続き（支店への伝票提出）で極度額の範囲の迅速な資金調達が可能となる融資制度**を提供（2018年）。
- 個人保証は不要で、融資期間中のモニタリングとして、①**TKCモニタリング情報サービスを通じた情報提供（月次試算表・決算書等）**、②**事業者・関与税理士・商工中金の対面での三者面談（年1回以上：事業概況及び見通し等について）**、③**業績悪化時の経営改善計画の提出**、といった要件を設定している。

項目	詳細
対象者	<p>①TKC会員となって3年以上経過している会員が2年以上巡回監査を実施していること</p> <p>②「TKCモニタリング情報サービス」により以下の帳表を全て提出すること</p> <p>➢ 決算書等提供サービス：基本帳表、オプション帳表（中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書（直近決算期の「○」が6個以上）、税理士法33条の2第1項に規定する添付書面）</p> <p>➢ 月次試算表提供サービス：基本帳表（半期毎以上）</p> <p>③直近決算期が経常黒字かつ資産超過であること</p> <p>※③に非該当であっても、継続MASにより作成した経営改善計画を提出する場合は、申込可能。</p>
利用期間中の要件	<ul style="list-style-type: none">「TKCモニタリング情報サービス」により上記（②）の帳表を提供すること事業者、TKC会員（関与税理士）、商工中金の3者が、事業概況及び見通しについて対話（会議）を行うこと（年1回）2期連続経常赤字、または債務超過となった場合、継続MASにより作成した経営改善計画を提出すること
融資形態等	当座貸越 （極度枠を開設、資金需要発生時には 借入申込書の提出で預金口座に入金 ）、 隨時返済可能
資金使途	事業上必要な 短期運転資金
融資金額・担保等	極度1000万円以上3000万円以内 、無担保、個人保証：なし（経営者保証も不要）、法人保証：関係会社等が必要となる場合あり

(参考) 地域金融機関における事例

中国銀行 (2025年3月~)

ちゅうぎんビジネスローン(TKC口)	
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 1. TKCの顧問先企業さま向け！ 2. 最大5千万円、最長10年のワイドな融資！ 3. お取引きのないお客さまもお申込可能！ 4. 最大年0.7%の金利優遇が可能！
ご利用いただける方	<p>1~6のすべてを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1年以上継続して同一事業を営んでいる法人 2. TKC中国会岡山県支部の会員税理士を通じてお申込み 3. TKC財務会計システムを利用されている 4. TKCモニタリング情報サービスを利用して月次試算表を半期サイクルで提出が可能 5. 継続MASシステムによって策定した経営計画の提出が可能 6. 「記帳適時性証明書」の○項目が直近の決算期において6個以上
お使いみち	事業資金(運転資金、設備資金)
ご融資金額	5,000万円以内
ご融資形式	証書貸付、当座貸越(当座貸越は運転資金にのみ利用いただけます)
ご融資期間	運転資金: 1年以上7年以内(当座貸越を利用される場合は1年以内) 設備資金: 1年以上10年以内
ご融資利率	当行所定の融資利率から年 0.2% 優遇(変動金利)
金利優遇条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. TKCモニタリング情報サービスを利用して月次試算表を毎月提出 ➡ 年0.3% 優遇 2. 「記帳適時性証明書」の○項目が過去3年間ににおいて30個以上 ➡ 年0.2% 優遇
ご返済方法	証書貸付: 元金均等返済 当座貸越: 元金均等返済 期日一括返済
担保	個別協議によります
保証人	経営者保証に関するガイドライン [※] に基づき判断いたします <small>*経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所の共同実施会)により2013年12月5日に策定。公表された主旨的・自律的な原則です</small>
お取扱い店	中国銀行 本・支店(出張所は除きます)

(出所) 中国銀行、長野県信用組合等のHPより作成。

長野県信用組合 (2017年11月~)

TKC会計を導入されている企業の皆さまへ

無担保・無保証

けんしんの当座貸越

クイックTKC

【T・K・C】 うれしいメリット!!

TIMEY!

①必要なとき、タイムリーに資金を調達！

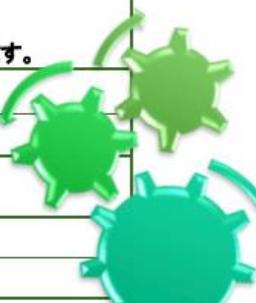
KANTAN!

②お借入は、専用伝票を記入するだけの簡単手続き！

COST CUT!

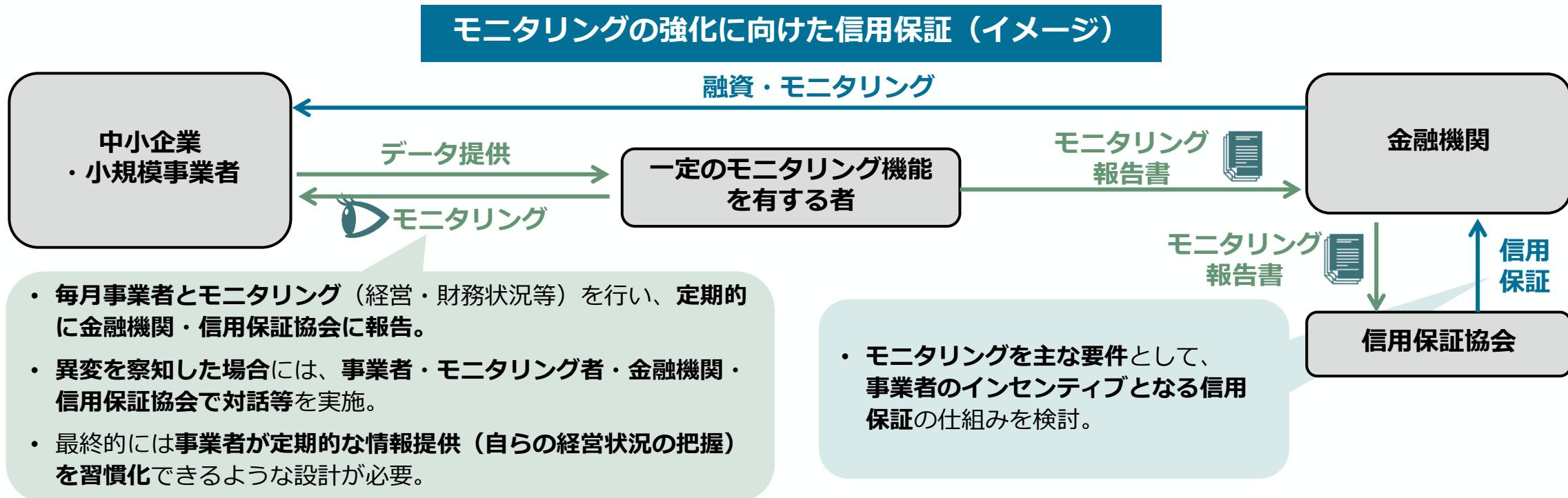
③印紙代、保証料、事務手数料が不要でコスト削減！ ※1

ご利用いただける方	TKC会計を導入され、TKCモニタリング情報サービスの「決算書等提供サービス」および「月次試算表提供サービス※2」を利用されている法人。 (業歴2年以上で直近決算が「経常黒字」または「非債務超過」の企業)
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)※3
ご融資限度額	500万円以上 1億円以内 (100万円単位)で 限度額をお決めいただけます。 ただし、上限金額は平均月商の2倍までとさせていただきます。
ご融資期間	6ヶ月ごとの自動更新となります。
ご融資利率	個別にご相談させていただきます。(変動金利)
ご返済方法	毎月の元金均等返済となります。 (返済元金は限度額の1.0%以上、1万円単位)
担保・保証人	原則として不要です。
保証料・事務手数料	不要。



7. モニタリングの強化に向けた信用保証の検討

- 事業者の定期的な情報提供（モニタリング）の促進に一層の実効性を確保するため、**事業者との定期的な接点を持つ支援者の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組み**を以下のような形で検討してはどうか。



＜参考＞円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 報告書（2025年3月）（抜粋）

（1）事業者の情報提供・モニタリング協力を前提とした信用保証の仕組み

事業者が地域金融機関や信用保証協会に情報を提供することで付加価値の高い支援・サービスを受けやすくなることが、情報共有のインセンティブとして最も重要である。例えば、**事業者の定期的な情報提供（モニタリング）の促進に一層の実効性を確保するため、事業者との定期的な接点を持つ支援者（例：税理士・公認会計士等）の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みを設けることを早期に検討し、結論を得る**。このとき、インセンティブはあくまで行動変容を促すきっかけとなるものであり、その後も事業者が定期的な情報提供を継続して行う「継続性」の観点も踏まえた仕組みを設計することが重要となる。

(参考) モニタリングに係る税理士の関与事例

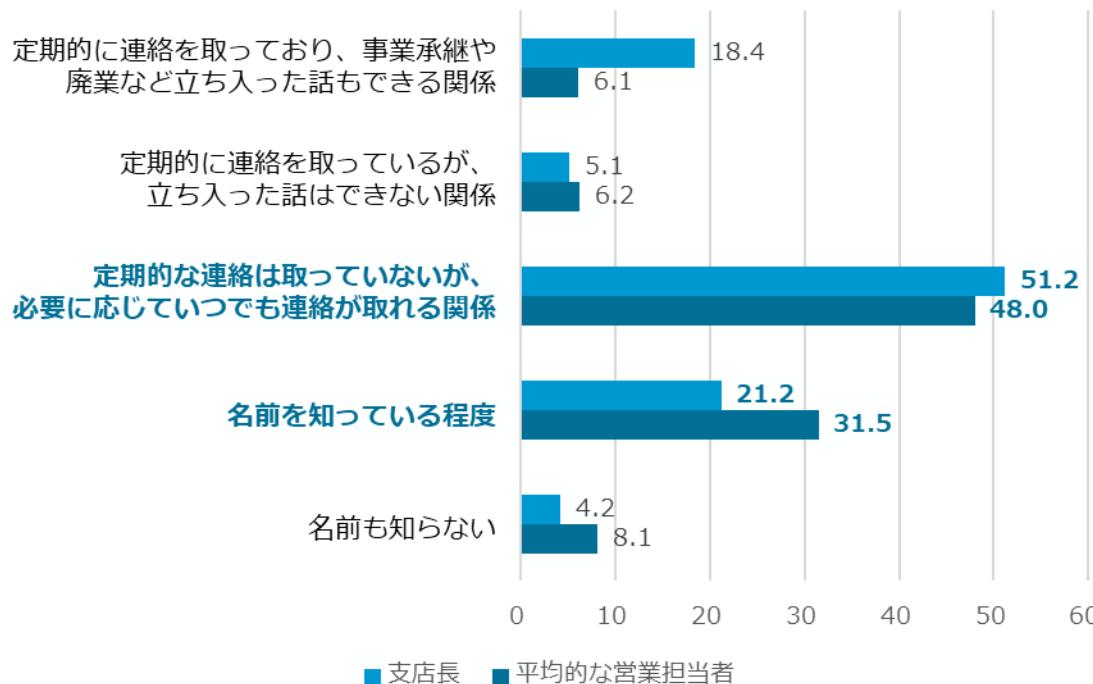
- 岐阜県信用保証協会においては、**信用保証協会、税理士及び税理士法人、金融機関との連携を前提として、事業者の資金繰り支援から経営課題の解決までを企図した独自の保証制度を措置**している。
- 本制度では、中小企業の有力な相談相手である税理士から、**信用保証協会に直接保証に関する相談を行うことができる**とともに、**融資を実行後3年間、半期毎（4月、10月）に、関与税理士は、信用保証協会及び取扱金融機関に対してモニタリング報告を行うことが要件**となっている。

項目	詳細
保証対象者	次のすべての要件に該当する法人及び個人 (1) 岐阜県内に事業所又は営業所を有していること (2) 確定した決算書が2期分あること
融資限度額	5,000万円
資金用途	事業に必要な運転資金又は設備資金
保証期間	10年以内（元金据置は1年までとする）
保証料率	基準料率（年0.45%～年1.90%の範囲） ※税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、または直近決算に申告書の作成に関する計算事項等記載書面が添付されている場合、0.1%割引 ※経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乗せ。
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要
モニタリング報告	融資を実行後3年間、半期毎（4月、10月）に、関与税理士は、取扱金融機関及び岐阜県信用保証協会に対して、 ①試算表もしくは関与税理士が作成した試算表に代替する資料 ②信用保証協会が定めた業況報告書 のいずれかを提出し、共有する。 必要に応じ関与税理士、取扱金融機関及び岐阜県信用保証協会の三者が連携し経営支援に取組む。

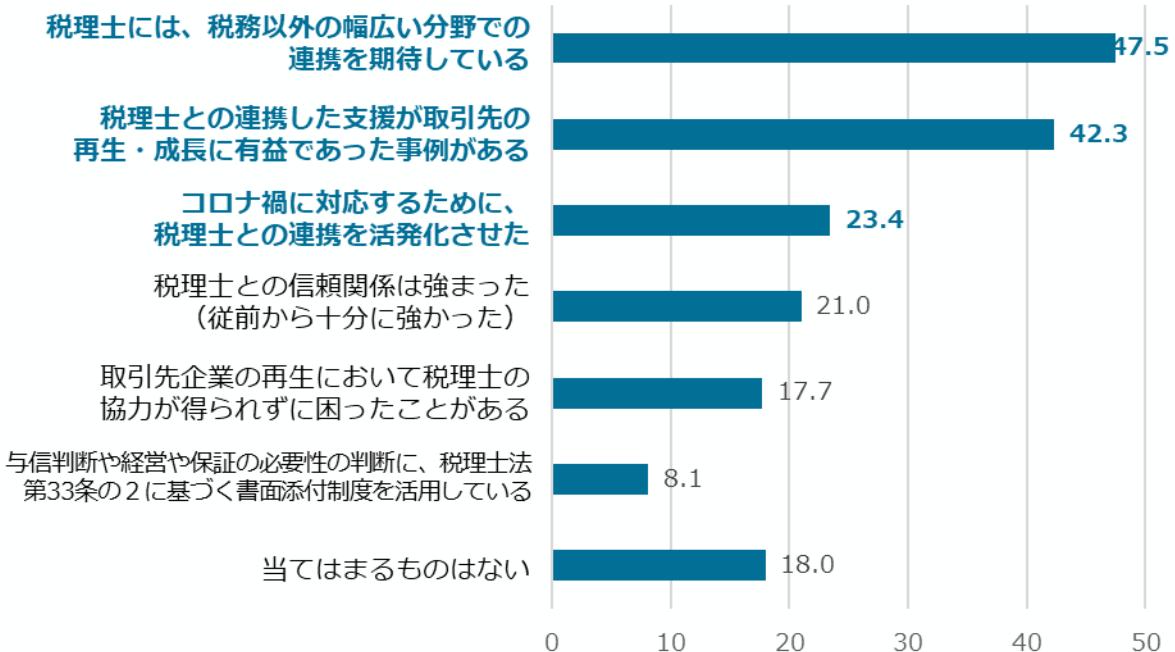
(参考) 地域金融機関と税理士の連携に関するアンケート結果

- 地域金融機関の営業店舗へのアンケートによると、地域金融機関の支店長及び営業担当者におかれでは、顧問税理士・会計士との関係は、必要に応じて連携が取れる程度や名前を知っている程度が多くなっている。
- また、地域金融機関の中では、税理士等との連携で取引先の再生や成長の後押しに成功した事例がある機関や、コロナ禍をきっかけに連携を強化した機関が一定程度存在することに加え、税理士・会計士との幅広い分野における連携への期待の声も多く出ている。

重要な顧客企業の顧問税理士・会計士との日常的な関係性



税理士等と地域金融機関支店との連携について



(注) 調査対象は、地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）の営業店舗の支店長。北海道・東北・関東・甲信越・中部・近畿・北陸・中国・四国・九州の各ブロックから一定割合を抽出。
(出所) 家森ら（2024）「挑戦する企業・地域を支える地域金融機関の営業現場の取組の現状と課題：2023年・地域企業の持続的発展のための地域金融の現状と課題に関する実態調査の結果概要」より作成。

<アジェンダ>

1. 中小企業・小規模事業者を巡る状況
2. モニタリングの高度化を巡る状況と方向性
 - ①全体像 / 足下の取組の方向性
 - ②中長期の取組の方向性

1. DX/IT化によるモニタリング高度化に向けた段階的取組

- モニタリングの各フェーズ（①データ生成・取得、②予兆管理、③事業者支援）において、**短期（足下）・中長期（目標状態）**で時間軸を分けつつ、モニタリングの高度化に向けた取組を検討・実行することが重要。

モニタリングの各フェーズにおける段階的な取組（イメージ）

	第1段階（現状）	第2段階（足下の取組）	第3段階（目標状態）
データ生成・取得	<ul style="list-style-type: none">紙入手・OCR活用	<ul style="list-style-type: none">データ生成・提供に対する事業者のポジティブなマインドセット会計ソフトの出力データ等、データを活用可能な形で取得（互換性の確保）	<ul style="list-style-type: none">事業者自ら経営状況を月次等で管理・確認することが習慣化バックオフィスのDX/IT化と連動して事業者から自動で必要範囲のデータを取得
予兆管理	<ul style="list-style-type: none">データ取得可能な事業者に対する、年次中心の財務健全性に基づくリスク判定	<ul style="list-style-type: none">信用保証協会・地域金融機関・支援者の連携かつ高頻度の予兆管理可能な限り即時性の高いデータに基づく自動の予兆フラグ	<ul style="list-style-type: none">財務情報・商流情報・定性情報・非財務情報やリアルタイムでの将来キャッシュフロー計算等に基づく予兆管理（AI活用等による自動化）
事業者支援	<ul style="list-style-type: none">特に実質保証協会メインの事業者は、条件変更等発生後に中心に支援	<ul style="list-style-type: none">期中からの予兆管理に基づくpush型の支援（経営支援部門と保証部門を核に、必要に応じ地域金融機関の経営支援部門や営業部門も巻き込んだ「野戦病院型」）予兆フラグの検知主体に応じた円滑な関係者連携下での支援	<ul style="list-style-type: none">平時から、事業者との信頼関係を前提に、信用保証協会・地域金融機関・支援者で連携しつつ、先を見据えた支援を実行

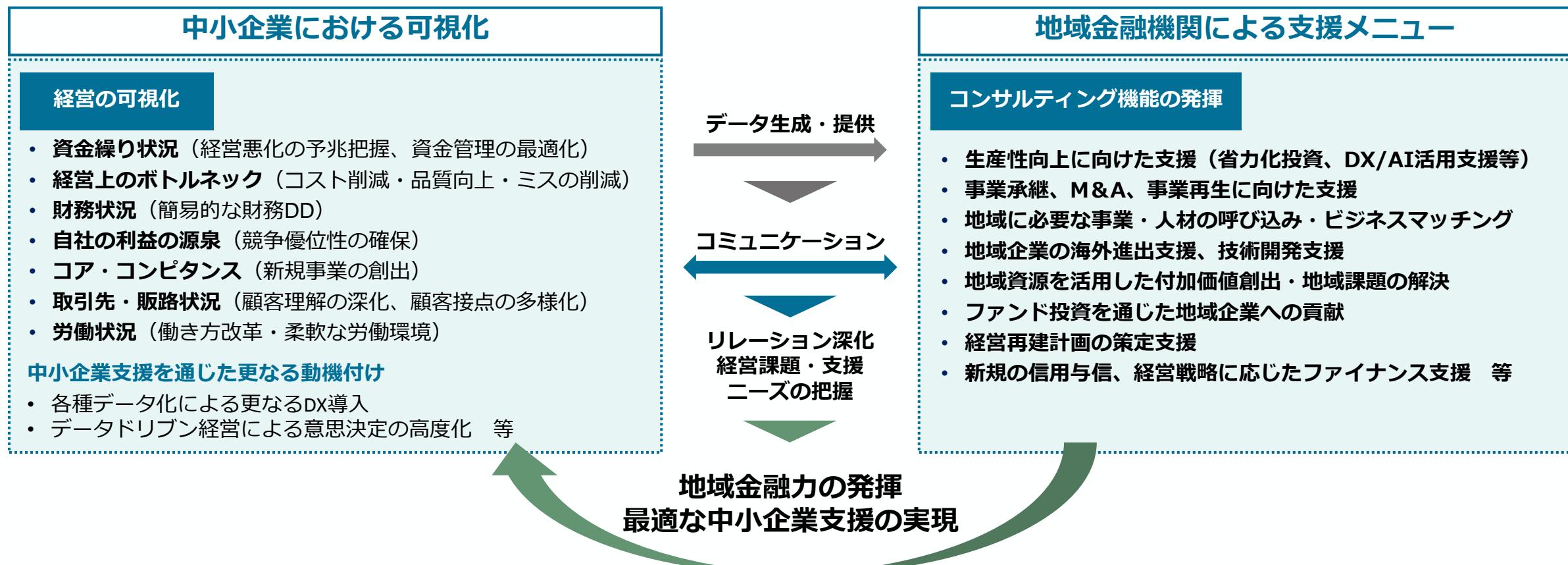
2. 中長期視点での中小企業金融のデータ連携体制の強化

- 中小企業・小規模事業者においては、経営状況を見極めながら、デフレ志向を脱却し、積極的な投資を行うことで、今後の「稼ぐ力」を強化していくことが求められており、それを支える中小金融の整備も重要となる。
 - 同時に、コロナ以降の再生・再チャレンジ支援需要の高まりも踏まえ、金融機関・信用保証協会・土業等においては、事業者の本質的な経営課題の把握・今後の経営戦略立案、経営悪化の予兆の早期把握と適時適切な対応、といった観点から事業者支援を行っていくことが重要となっている。
- ⇒ こうした取組をより効率的・効果的に行っていく上では、足下での関係者間での連携や事業者へのデータ生成に係る支援等の取組に加えて、中長期視点でも、事業者のデータ生成（経営可視化）・提供を促進するインセンティブ設計や金融機関・信用保証協会等におけるデータを活用したモニタリング・資金繰り支援等を含めて、AI活用も視野にDX/IT化を進めながら、各者がデータで繋がる仕組み（中小企業金融におけるデータエコシステム）を構築する必要があるのではないか。

	第1段階（現状）	第2段階（足下の取組）	第3段階（目標状態）
データ生成・取得	<ul style="list-style-type: none">紙入手・OCR活用	<ul style="list-style-type: none">データ生成・提供に対する事業者のポジティブなマインドセット会計ソフトの出力データ等、データを活用可能な形で取得（互換性の確保）	<ul style="list-style-type: none">事業者自ら経営状況を月次等で管理・確認することが習慣化バックオフィスのDX/IT化と連動して事業者から自動で必要範囲のデータを取得
予兆管理	<ul style="list-style-type: none">データ取得可能な事業者に対する、年次中心の財務健全性に基づくリスク判定	<ul style="list-style-type: none">信用保証協会・地域金融機関・支援者の連携かつ高頻度の予兆管理可能な限り即時性の高いデータに基づく自動の予兆フラグ	<ul style="list-style-type: none">財務情報・商流情報・定性情報・非財務情報やリアルタイムでの将来キャッシュフロー計算等に基づく予兆管理（AI活用等による自動化）
事業者支援	<ul style="list-style-type: none">特に実質保証協会メインの事業者は、条件変更等発生後を中心に支援	<ul style="list-style-type: none">期中からの予兆管理に基づくpush型の支援予兆フラグの検知主体に応じた円滑な関係者連携下での支援	<ul style="list-style-type: none">平時から、事業者との信頼関係を前提に、信用保証協会・地域金融機関・支援者で連携しつつ、先を見据えた支援を実行

3. データエコシステム⇒地域金融機関による中小企業支援の質の向上

- 中小企業の経営力強化・生産性向上に向けては、複雑化する経営課題への対応（省力化投資、DX/AI活用、事業承継、M&A、資金繰り、事業再生等）が必要。
- 現状、中小企業は経営課題の特定ができないことが多いことも多く、地域金融機関も経営課題の特定・把握を含めたきめ細やかな対応にはリソースの制約がある。
- データエコシステムの構築は、中小企業の経営情報をデジタル化して金融機関と連携することで、中小企業における経営課題を可視化し、「地域金融力」（地域金融機関の中小企業支援）の発揮を支えるもの。



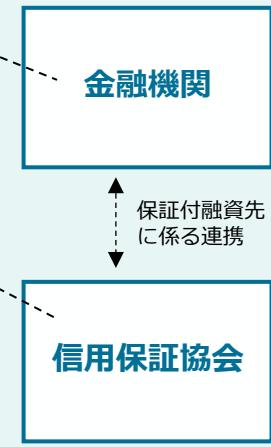
4. 各主体の課題とデータエコシステムの構築による裨益



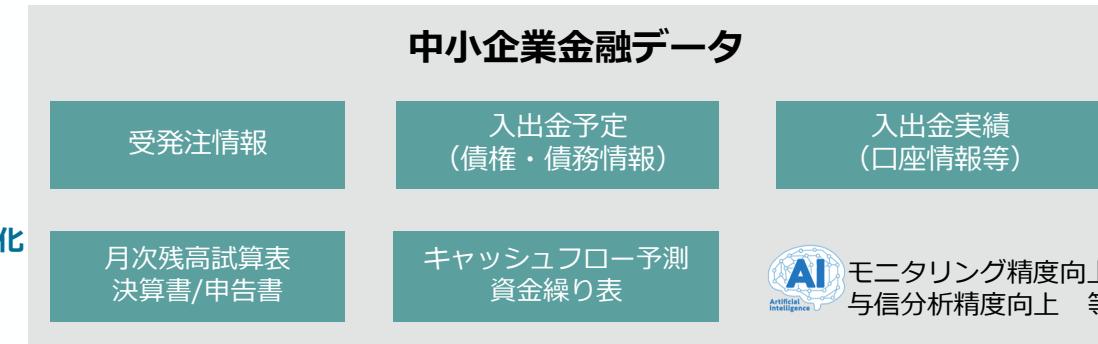
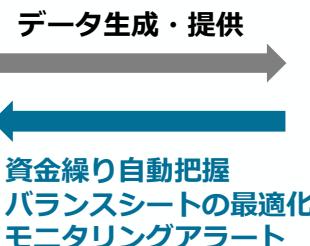
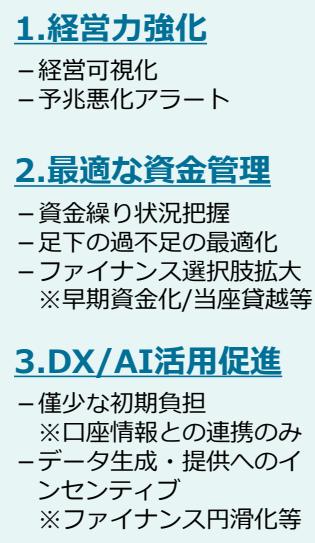
- ・ 規模が小さめの事業者では社長が C E O 、 C F O 、 C T O 等々を 1 人何役も担っている状態
⇒ **資金繰り・経営状況の把握に手が回らず**
⇒ **DX 等のコスト負担（経済的・労力的）に重み**
- ・ コロナ融資等も経て、返済計画や新規の資金調達計画が複雑化
⇒ **最適な資金管理・資金調達等の対応を経営者自ら講じることは困難**

< 現状・課題 >

- ・ データ制約（自行のみの口座情報・過去実績たる決算書に限定等）や人的制約・時間制約の下で管理
⇒ **動態的な予兆管理や事業者個別の対応に限界**
⇒ **早期資金化等を含めてファイナンス手法に制約**
- ・ データ制約（入手経路が間接的で決算書でさえ徴求できない場合も多い）や人的制約の下で管理
⇒ **（コロナ融資でメイン先も増える中で）動態的な予兆管理や経営支援が必要な事業者の特定が困難**

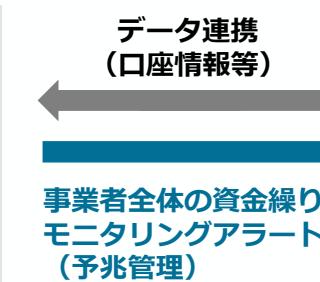


データエコシステムの構築

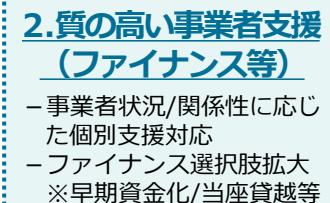
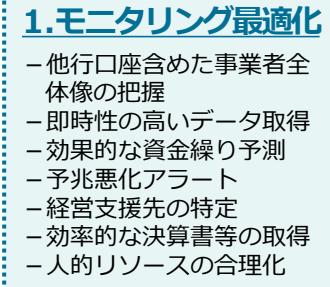


本質的な経営課題の特定
資金繰り支援
質の高い事業者支援

コミュニケーション・リレーション強化



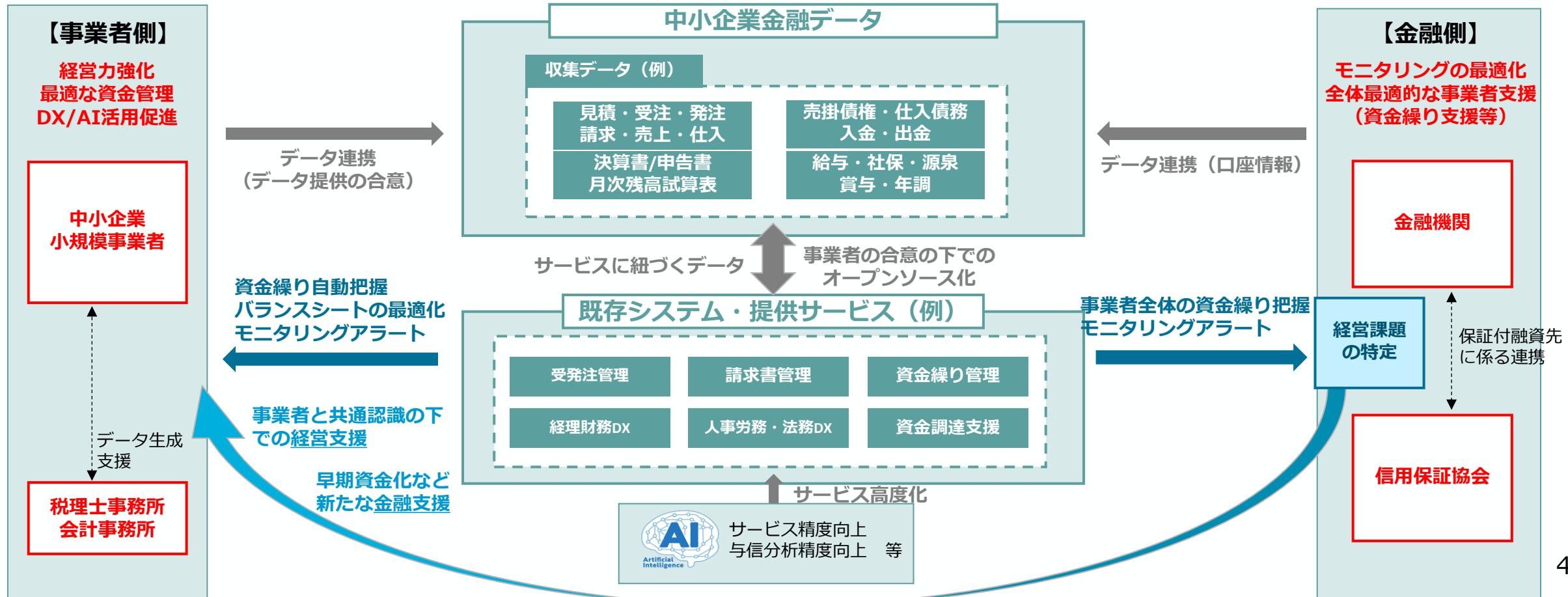
資金繰り支援
質の高い事業者支援



5. 中長期視点での中小企業金融のデータ連携の在り方

- 中小企業（特に保証付融資先）の経営力強化（自走状態：経営状況の習慣的な把握、経営戦略や資金繰りの最適化、DX/AI活用促進）に向けて、中小企業・小規模事業者の合意の下、中小企業金融に係るデータ（財務データ、債権債務データ等）が開放され、地域金融機関や信用保証協会等における経営支援・金融支援が円滑化されるようなデータ連携・活用の仕組みを考えていく必要があるのではないか。

中小企業金融のデータ連携・活用の仕組み（イメージ）



最後に

(前略) モニタリングの重要性を認識し、それに向けた取組（たとえば、月次レベルで信頼できる試算表を作成すること）を進めることが、事業者自身の責務であることに変わりはない。本来、こうした取組は企業にとってメリットがあり、経営者として当然の責務である。

しかし、厳しい経済環境の下で、こうした取組を加速させるためには、国、政府系支援機関、商工団体、地域金融機関、信用保証協会、税理士等の支援者による強力な支援が求められる。本報告書でも指摘したように、モニタリングのためのデータの生成・共有・活用には多くの課題があることは事実である。しかし、それぞれの関係者が「事業者のために」という視点で知恵を出し合い、これらの課題を解決し、本報告書が提起したモニタリングの高度化が一日も早く実現することを期待したい。

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 委員長
神戸大学経済経営研究所グローバル金融研究部門 教授
家森 信善

參考資料

(1) 最低賃金引上げに関する動向

- 今年の春季労使交渉での賃上げは5.25%となり、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となった。労働人口不足・物価高等を背景とした賃上げ傾向が続いている。
- 最低賃金についても、2025年度の引上げは全国加重平均で**66円（引上げ率6.3%）**となり、過去最高（5年連続過去最高更新）。**全国平均が1,100円を超えた**ほか、初めて**47都道府県全てで1,000円を超えた**。
- 最低賃金引上げに対応する中小企業を後押しする支援策を取りまとめ**、9/9に支援パッケージを公表。厚生労働省と共同で支援策パンフレットを作成、支援機関を通じた情報提供を実施。
- また、全国の商工会、商工会議所、よろず支援拠点等に対し、最低賃金引上げに対応する中小企業へのプッシュ型の働きかけを依頼。今後も支援を実施していく。

最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
最低賃金額 (円)	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円
対前年度 引上げ額 (円)	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	66円
対前年度 引上げ率 (%)	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.3%

(参考) 各都道府県の最低賃金引上げ額について

	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額
北海道	1075 (1010)	65	+2
青森	1029 (953)	76	+12
岩手	1031 (952)	79	+15
宮城	1038 (973)	65	+2
秋田	1031 (951)	80	+16
山形	1032 (955)	77	+13
福島	1033 (955)	78	+15
茨城	1074 (1005)	69	+6
栃木	1068 (1004)	64	+1
群馬	1063 (985)	78	+15
埼玉	1141 (1078)	63	±0
千葉	1140 (1076)	64	+1
東京	1226 (1163)	63	±0
神奈川	1225 (1162)	63	±0
新潟	1050 (985)	65	+2
富山	1062 (998)	64	+1
石川	1054 (984)	70	+7
福井	1053 (984)	69	+6
山梨	1052 (988)	64	+1
長野	1061 (998)	63	±0
岐阜	1065 (1001)	64	+1
静岡	1097 (1034)	63	±0
愛知	1140 (1077)	63	±0
三重	1087 (1023)	64	+1
滋賀	1080 (1017)	63	±0

	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額
京都	1122 (1058)	64	+1
大阪	1177 (1114)	63	±0
兵庫	1116 (1052)	64	+1
奈良	1051 (986)	65	+2
和歌山	1045 (980)	65	+2
鳥取	1030 (957)	73	+9
島根	1033 (962)	71	+8
岡山	1047 (982)	65	+2
広島	1085 (1020)	65	+2
山口	1043 (979)	64	+1
徳島	1046 (980)	66	+3
香川	1036 (970)	66	+2
愛媛	1033 (956)	77	+14
高知	1023 (952)	71	+7
福岡	1057 (992)	65	+2
佐賀	1030 (956)	74	+10
長崎	1031 (953)	78	+14
熊本	1034 (952)	82	+18
大分	1035 (954)	81	+17
宮崎	1023 (952)	71	+7
鹿児島	1026 (953)	73	+9
沖縄	1023 (952)	71	+7
全国加重平均	1121 (1055)	66	—

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

(参考) 最賃引き上げに向けた経産省の中小企業への支援策 (9/9公表)

- 過去最大の引上げ額（全国加重平均66円）である最低賃金の引上げに際し、(1)賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化、(2)賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援、(3)中小企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化など、賃金引上げに向けた環境の整備に係る支援を包括的に行う。

(1) 賃上げ原資確保に向けた**価格転嫁対策**の強化

- ① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
- ② 発注側企業等における**取引慣行**の改善
- ③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

(2) 賃上げ原資確保に向けた**補助金等**による支援

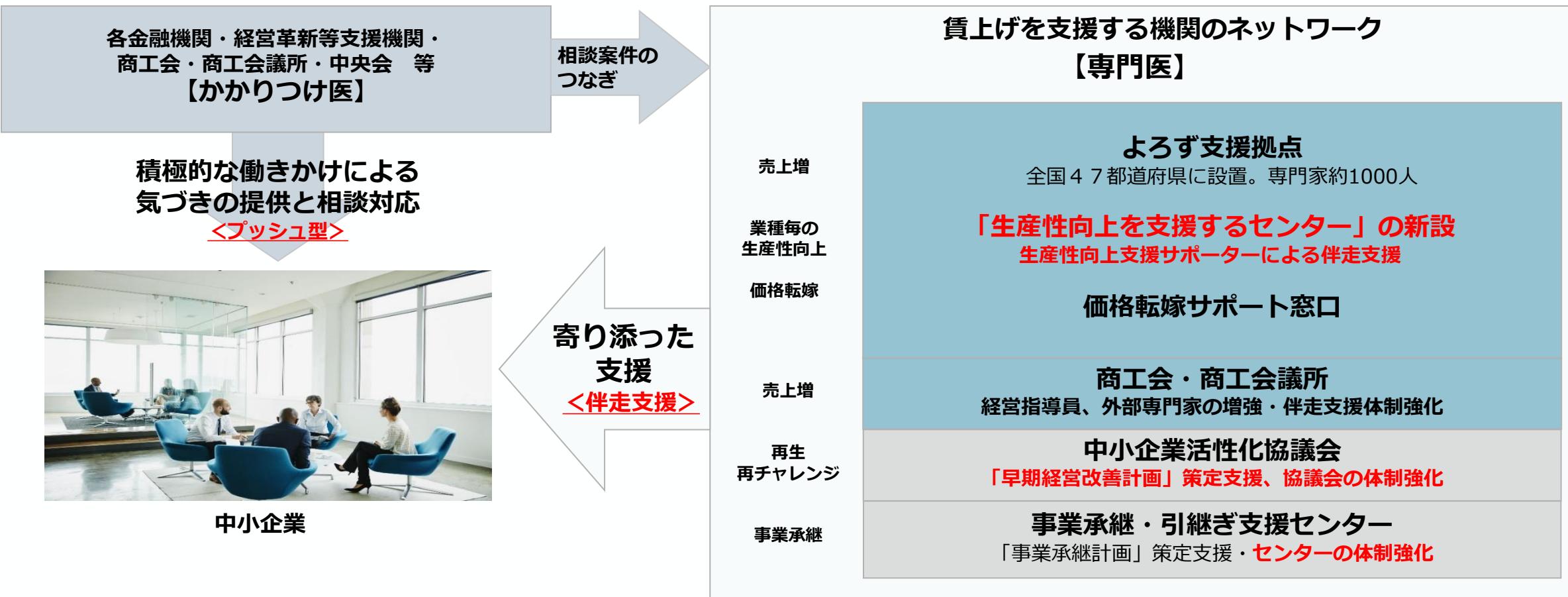
- ① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
- ② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
- ③ 100億企業等に対する成長加速化支援
- ④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

(3) 中小企業の**生産性向上**における賃上げ支援機能の強化

- ① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
- ② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
- ③ 周知・相談時の**厚生労働省**との連携強化

賃上げに向けたプッシュ型の伴走支援の徹底強化（案）

- ・ 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけにより（プッシュ型）稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- ・ 支援策パンフレットの情報提供等を通じたプッシュ型の積極的な働きかけによる気づきの提供、支援施策を活用した事業者支援、関係機関との連携による伴走支援について、今後、各地の金融機関に対して協力をお願いしていく予定。



(参考) 賃上げ貸付利率特例制度の概要 (日本政策金融公庫)

- 従業員の賃上げに取組む中小・小規模事業者を対象に、当該取り組みの促進を目的とし、公庫の通常の貸付利率（基準利率又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%利率を控除する制度。

賃上げ貸付利率特例制度

貸付対象

- 各貸付制度（※）に該当する場合で、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して**2.5%以上増加**する見込みがある事業者（最近の決算期において既に増加している事業者を含む）
(※) 災害関連や資本性劣後ローン等一部の貸付制度は除く

貸付限度額

- 適用する貸付制度に定める限度額
(中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等)

適用利率

- 適用する貸付制度に定める貸付利率から、**貸付後2年間0.5%を控除**

(2) 下請法の改正（概要）

- 先般の国会で成立した改正下請法（取適法）の施行（令和8年1月1日）に向けて、手形払等の禁止等の規制の見直しや、下請等の用語の見直し等の改正事項について、公正取引委員会を始めとした関係省庁や中小経済団体等とも連携しつつ、周知・広報を実施。

1. 規制の見直し

1. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

2. 手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

3. 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

4. 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

5. 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

<その他>

- 1 製造委託の対象物品として、金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）を追加
- 2 書面等の交付義務において、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容
- 3 遅延利息の対象に、代金を減じた場合（減額）を追加
- 4 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止策等を勧告できるようにする等の規定を整備

2. 「下請」等の用語の見直し

- 題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

- 用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

下請法の改正（手形払の禁止）

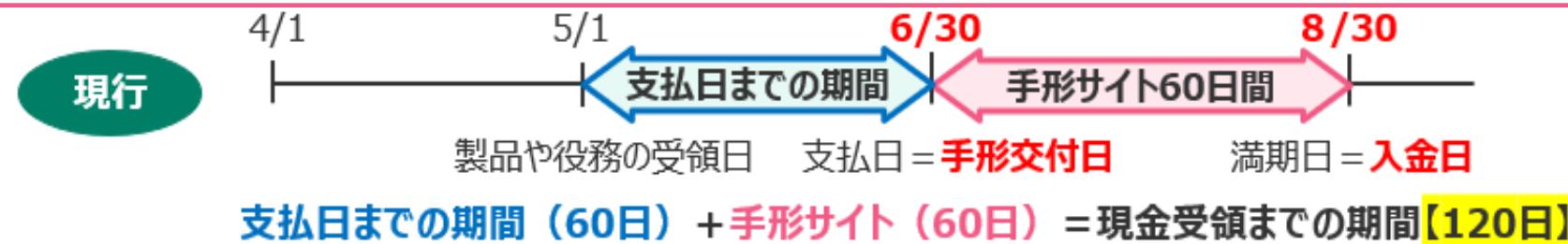
- 改正下請法（取適法）では、支払手段として手形払を用いることは認めないことになる。
- 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になる。

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



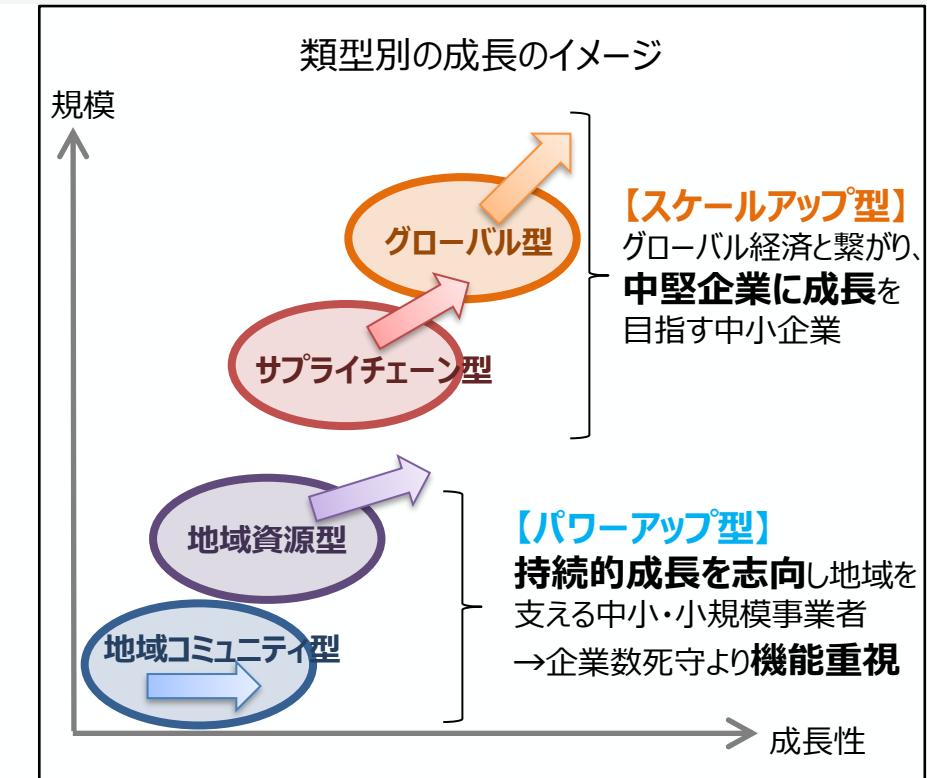
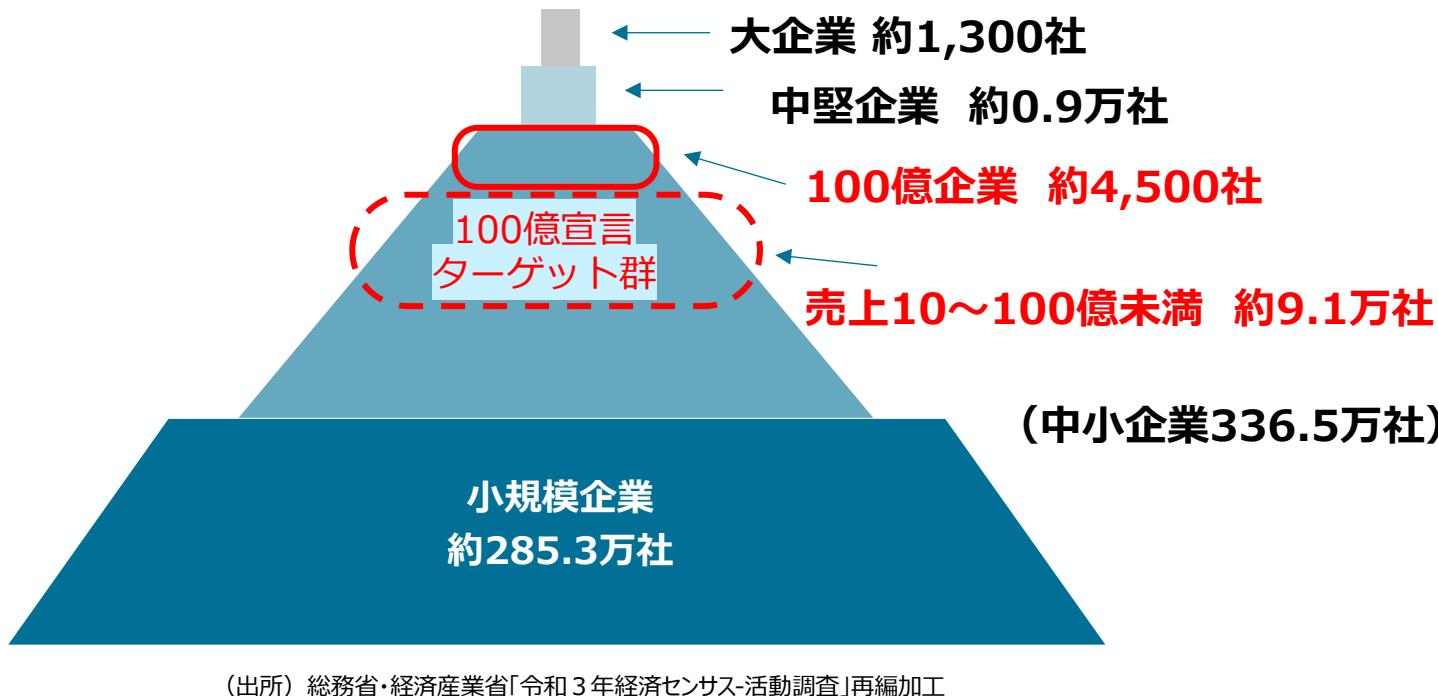
※なお、手形払いから現金払いに変更する中小企業に対して、
日本公庫等において特別貸付の適用が可能。

支払日までの期間（60日）=現金受領までの期間【60日】※

※電子記録債権やファクタリングを用いる場合も、支払期日までに満額現金化できなければ下請法違反となる。

(3) 100億企業の創出

- ・ 今年度より成長志向の中小企業に向けた支援枠組み（「100億宣言」）を新たに開始。
- ・ 売上高100億円を目指す中小企業が、実現に向けた取組（成長投資や賃上げなど）を表明。現在約2,000社が表明。
- ・ 「100億宣言企業」は地域への波及効果大。宣言企業に対する成長加速化補助金などの支援策を実施。今後、輸出拡大に向けた支援も課題。
- ・ 当該補助金には全国から1,270件の応募。経営者のプレゼン審査を経て、9月19日に採択発表。採択者の平均投資額は12.6億円、平均賃上げ率は5.9%と意欲的な投資計画になっている。



「100億企業」を創出するメカニズムの構築

- 潜在力ある中小企業を成長モードに変化させていくには、まずは経営者が本気で取り組み、不足する組織能力を補いながらやり遂げていくことが必要。こうした経営者の挑戦姿勢を後押しする。
- 変化の潮目で、波及力ある100億企業5500社（合計1万社）創出に向けて、成長支援のためのソフトインフラを整備するとともに、効果的な支援施策を講じる。

機運醸成

- 経営者が一層評価・賞賛される世論
- 次々と後輩経営者が育つ風土づくり

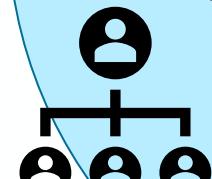
成長インフラの整備

- 急成長を支える人材確保（「社長の右腕」）
- 急成長を支えるソフト支援の拡充
- 組織システムの高度化（CXO機能等）

①経営者の意思



100億企業創出 に向けたメカニズム



③実行できる「組織力」

成長への動機付け

- 「100億宣言」による経営者への訴求
- 経営者ネットワークの全国展開

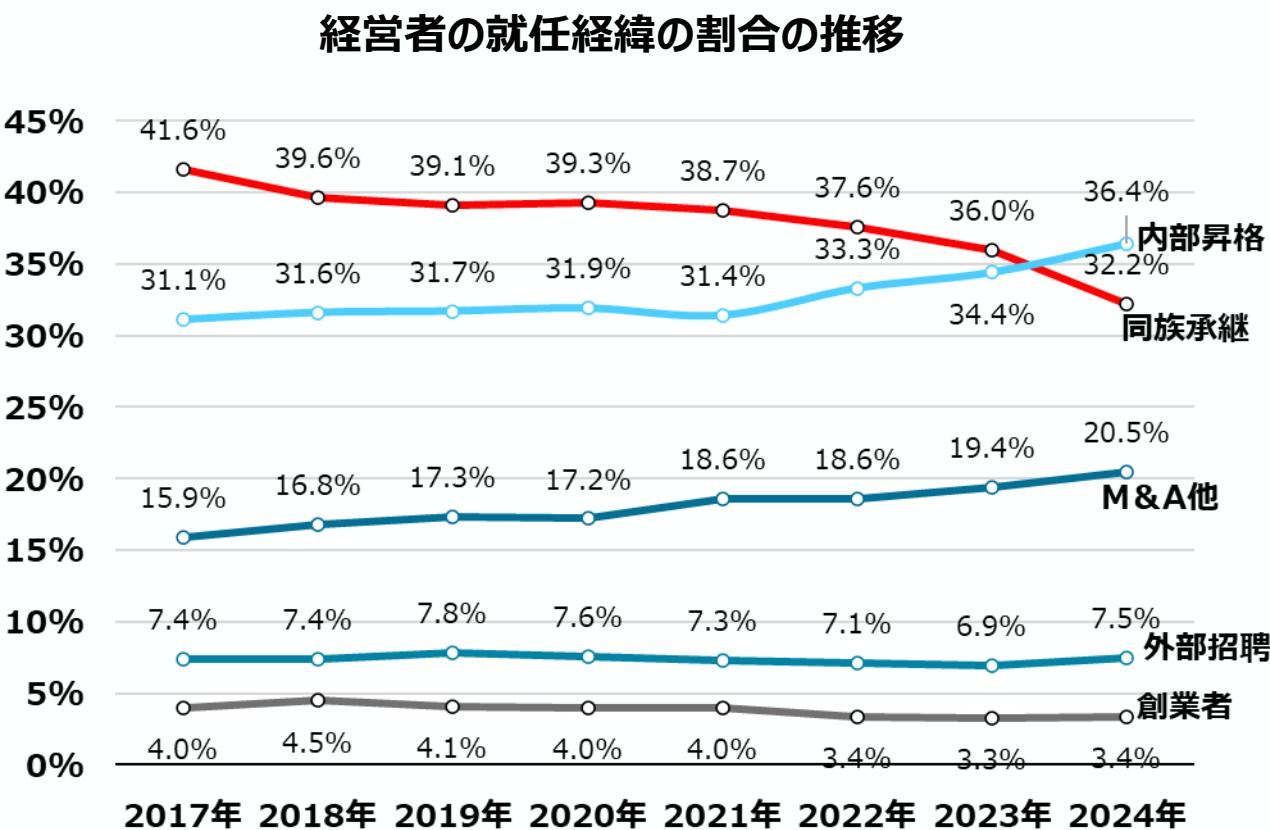
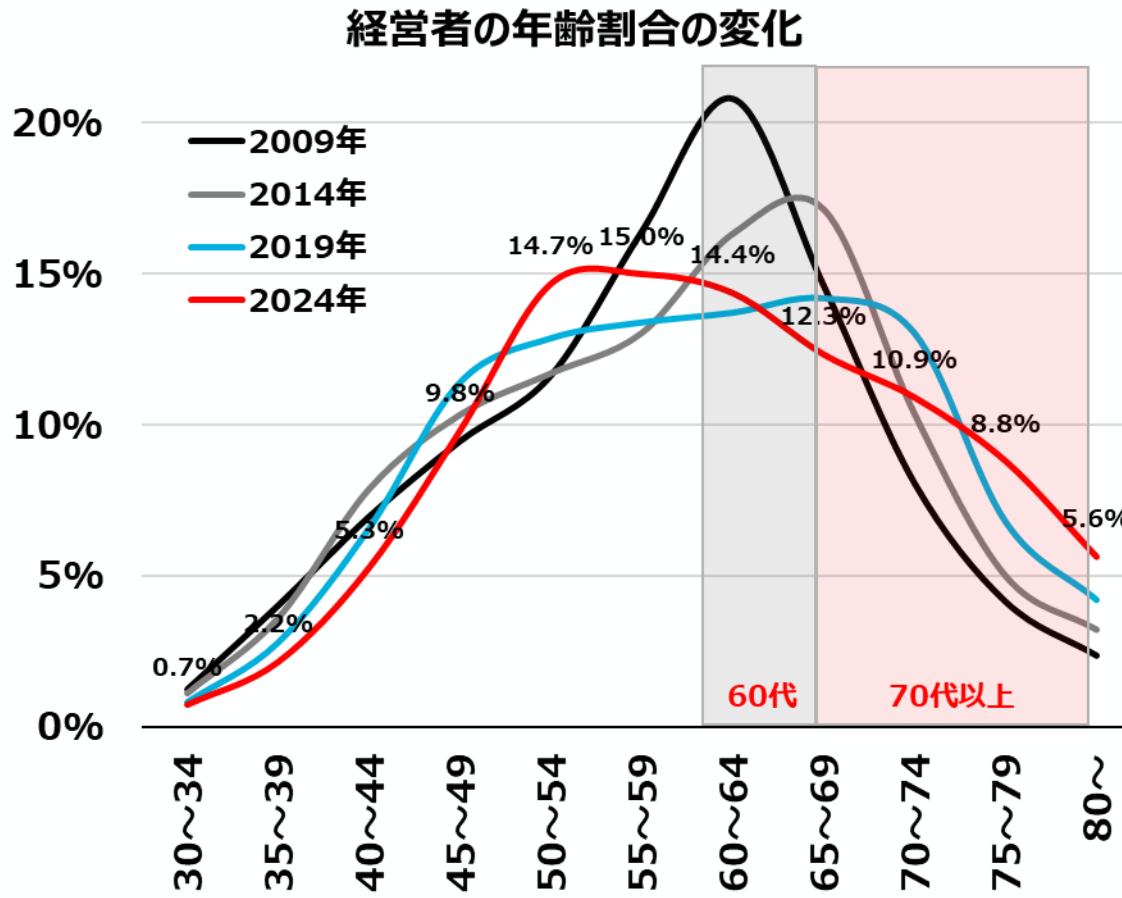
事業戦略の磨き上げ

- 成長投資の加速化（加速化補助金・税制）
- 急成長を支えるファイナンスの仕組み
- 成長型の経営組織・形態への転換（経営資源の集約化や人材戦略）

※黄色部分：今後の展開

(4) 事業承継・M&A（経営者の年齢分布の推移と事業承継手法の分散化）

- 経営者年齢の分布の変化をみると、一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、未だ事業承継が必要となる経営者が70代以上の事業者が多く存在。加えて、今後承継が本格的に必要となる60代の層も多く存在している。
- 経営者の就任経緯の推移をみると、親族内承継（同族承継）の割合は引き続き高いものの、内部昇格やM&Aによる就任の割合が増加しており、事業承継の手法は分散化しつつある。



(出所) 帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工。

(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。

(出所) 帝国データバンク「後継者不在率動向調査」各年版を基に作成。

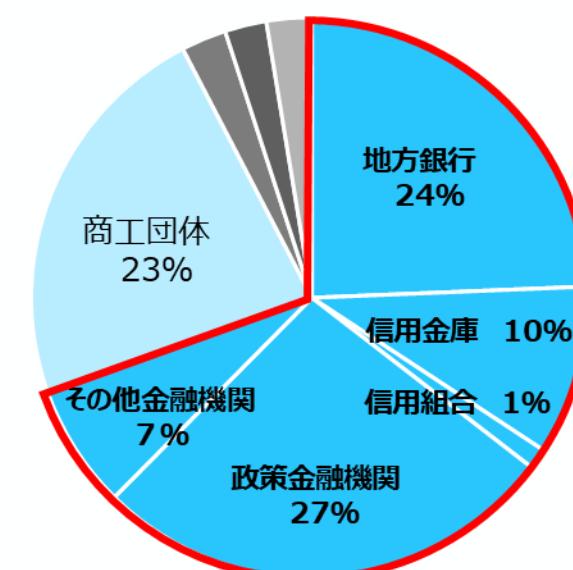
事業承継・M&A（事業承継診断からセンターへの繋ぎ）

- 経営者が60代以上の事業者の事業承継の意向をみると、いずれの売上高規模においても、「承継の意向は未定」の企業の割合が高く、掘り起こし等を通じて、意思決定を促す必要がある。
- 事業承継に向けた検討の契機としてもらうべく、金融機関や商工団体等による事業承継診断を継続的に実施中。2024年度には約21万件実施されており、その約7割は金融機関によって行われている。
- 事業承継診断後の対応について見てみると、事業承継・引継ぎ支援センターの相談に繋がったものは約5%にとどまっており、円滑な事業承継に向けた支援を事業者に行き届かせるためにも、より積極的なセンターの活用や連携が期待される。

経営者が60代以上の企業の事業承継の意向

売上高規模	未定	会社への引継ぎ(M&A等)	役員・従業員承継	親族内承継	事業を継続するつもりはない	その他	計
1億円未満	13.3万社	1.0万社	2.9万社	13.0万社	7.8万社	2.1万社	40万社
1～10億円	8.0万社	1.0万社	4.8万社	12.4万社	0.7万社	2.6万社	30万社
10～100億円	4.3万社	0.4万社	2.9万社	5.9万社	0.1万社	1.9万社	15万社
100億円～	0.6万社	0.0万社	0.3万社	0.6万社	0.0万社	0.2万社	2万社
計	26万社	2万社	11万社	32万社	9万社	7万社	87万社

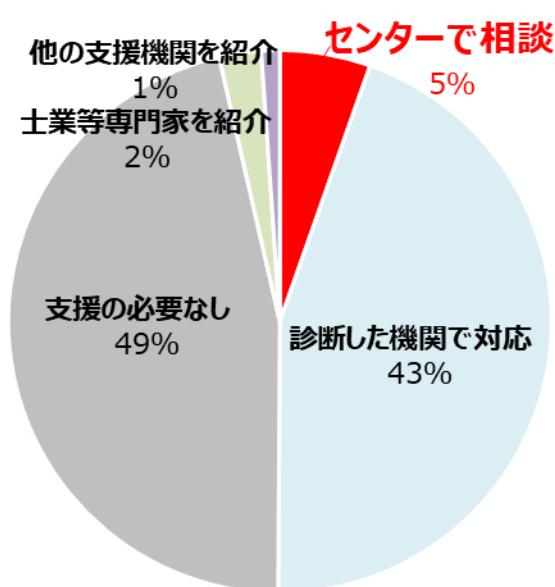
事業承継診断の実施機関構成比
(2024年度)



金融機関が約7割を占める

(出所) 中小企業基盤整備機構データを基に作成

診断後の対応の内訳
(2024年度)



センターでの相談が少ない

(出所) 中小企業基盤整備機構データを基に作成

(注) 法人のみのデータであり、個人事業主は除く。

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和5年確報（令和4年度決算実績））」の個票を基に集計

事業承継・M&Aに係る状況

- 民間のM&A支援機関や事業承継・引継ぎ支援センターを通じたM&Aの件数は大幅に増加。中小M&Aは浸透をみせている。一方で、経営者が60代以上かつ事業承継の意向が未定の法人企業が約26万社存在することを踏まえると、**まだ拡大を図っていく必要**があると考えられる。
- また、人手不足の深刻化等の事業環境の変化が生じる中、M&Aを単に事業承継を実現するための選択肢としてではなく、**中小企業が成長を実現するための戦略的な手段として推進を図っていく重要性が一層高まっている。**
- さらに、M&A支援機関が増加する中で、その**支援の質が十分とは言えない**という声も聞かれるようになった。加えて、譲り渡し側の経営者保証が解除されないまま、譲り渡し側の現預金を引き抜くといった**不適切な譲り受け側の存在**も指摘されており、**市場の健全化に向けた更なる取組**が求められている。

中小M&A市場改革に向けた今後の施策の方向性

- 中小M&Aのプレイヤーごとに、譲り渡し側、中小M&A市場、譲り受け側、といった3つの軸で施策を講じていく。

(1) 譲り渡し側に係る施策

【課題】

- 雇用維持や経営者保証の解除等のM&Aへの**不安**が存在
- 自らの事業価値、M&Aへの相場観の**不足**



【施策の方向性】

- 支援機関による**事業承継ニーズ掘り起し強化**
- M&Aへの不安解消のための**広報強化・シンポジウムの実施（M&Aキャラバン）**
- M&Aに対する**不安を軽減するスキームの検討・普及**
- M&A時の**経営者保証解除又は譲り受け側への移行**に関する**実務慣行の定着**
- M&A検討前の**財務状況の精査**に係る**支援**
- 中小M&A市場における**取引相場の醸成**

(2) 中小M&A市場に係る施策

【課題】

- M&A支援機関、M&Aアドバイザーの**質向上**を図る**必要**
- 小規模案件**を手掛ける、又は**地方におけるM&A支援機関の不足**



【施策の方向性】

- M&A支援機関の**業務の内容・質の開示強化**
- 公正な競争**を喚起する**仲介・FA手数料のあり方**に関する**検討**
- M&Aアドバイザー個人の知識・スキルに係る**資格制度の創設**
- 地域の支援機関育成を見据えた**事業承継・引継ぎ支援センターの強化・深化**

(3) 譲り受け側に係る施策

【課題】

- 起業家精神や経営能力が高い**優良な買手**への**支援が不足**



【施策の方向性】

- 複数回のM&A（**グループ化**）の推進
- 小規模案件**や**個人による承継を支援するファンド**への**支援強化**
- PMI**への**支援**
- 支援機関による**優秀な譲り受け側の掘り起し推進**

中小M&A実施時の経営者保証の取扱いに係る参考資料について

- ・ 経営者保証の解除等に係るトラブルを減少させるため、譲り渡し側等が**M&A成立前に金融機関等との相談を行うことを実務的に確立する必要がある。**
- ・ 中小M&A時の経営者保証の解除等に関わる**各関係者に求められる行動等をまとめた参考資料を策定することで、他の関係者に求められている行動も併せて把握することができるため、適切な経営者保証解除等のための望ましい環境を業界全体で構築できるのではないか。**

中小M&Aガイドライン参考資料 中小M&A時の経営者保証の取扱いについて



譲り渡し側

- M&A検討前の経営者保証解除等の検討
- M&A成立前の金融機関等からの意向取得
- 事前の意向取得ができない場合、譲り受け側に対する借換えの要請・リスクがあることの把握
- 他専門家への相談
- 譲り受け側の適確性の精査



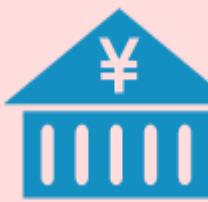
譲り受け側

- M&A成立前の金融機関等からの意向取得に向けた譲り渡し側への協力
- 事前の意向取得ができない場合、借換えの実施、解除条項等の契約書ひな形参照
- 譲り渡し側・M&A支援機関への情報開示



M&A専門業者

- 譲り渡し側へのリスクの丁寧な説明・M&A成立前の金融機関等への相談の慾求
- 審査期間等を考慮したスケジューリング
- 譲り受け側に対する調査
- 不適切な譲り受け側に係る情報を取得した場合の適切な対応



金融機関・
保証協会

- M&A成立の前後に關わらない相談/審査の受付、可能な限り早期の方針通知
- 解除ができない場合の改善点等の説明
- 相談に係る情報の与信関連業務に限った利用、不適切な譲り受け側の伝達（金融機関）
- 譲り受け側を紹介する場合、適切な確認（金融機関）

(参考) 事業承継・集約・活性化支援資金の概要 (日本政策金融公庫)

貸付対象

- 中期的な事業承継を計画し、現経営者が**後継者**（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方
- 安定的な経営権の確保等**により、事業の承継・集約を行う方及び事業を承継・集約される方
- 事業の承継・集約を契機に、新たに**第二創業**（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方、**新たな取組を図る方**又は、**PMIの取組を図る方**
- 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者**、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
- 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に**取引金融機関からの資金調達が困難となっている方**であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方

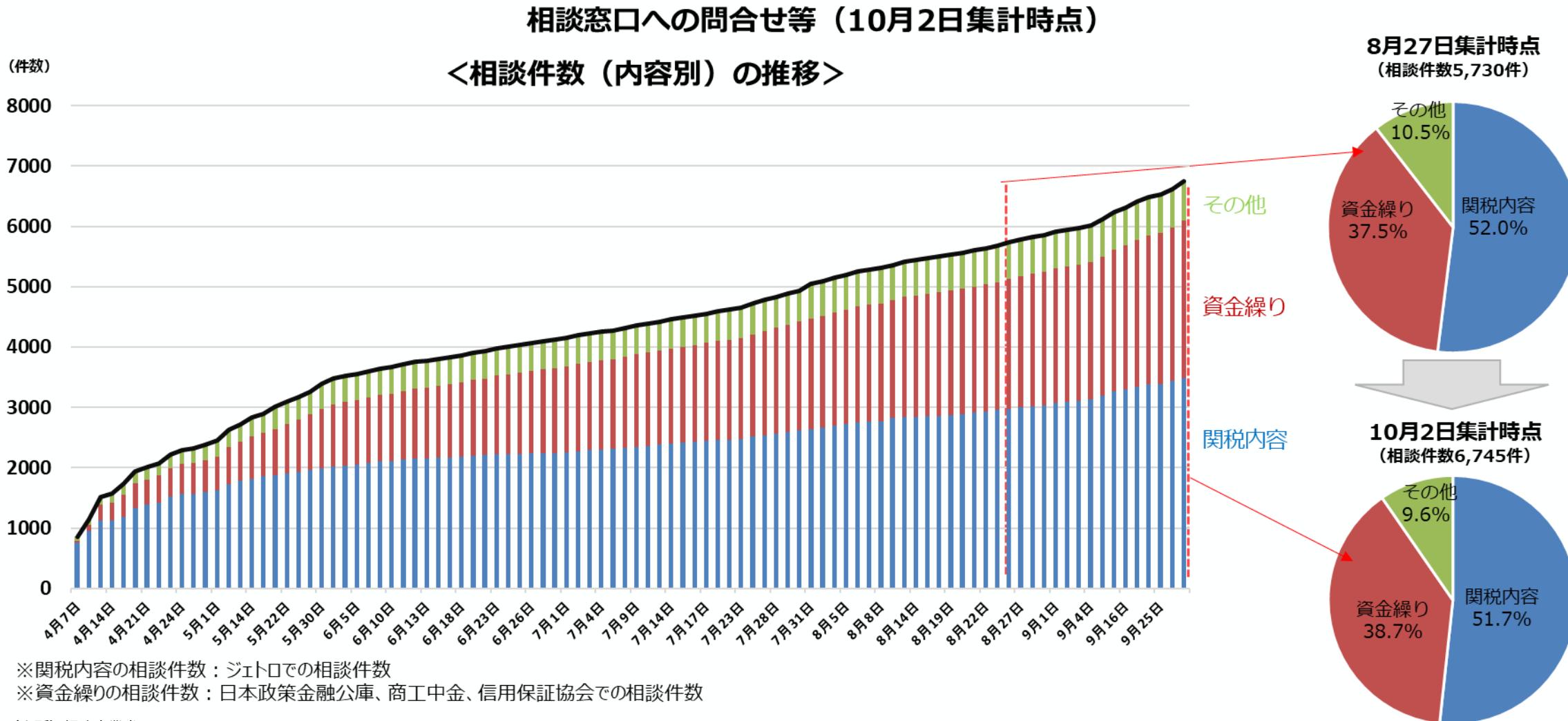
制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：14億4千万円 国民企業事業：別枠7,200万円
- 貸付期間 設備資金：20年以内 運転資金：10年以内
- 据置期間 5年以内
- 貸付利率^(注) 基準利率、特別利率①、特別利率②又は特別利率③

(注) 令和7年10月現在の基準利率は、中小事業2.00%、国民事業2.70%。貸付期間5年以内の標準的利率であり、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。
特別利率①は基準利率▲0.40%、特別利率②は基準利率▲0.65%、特別利率③は基準利率▲0.90%。

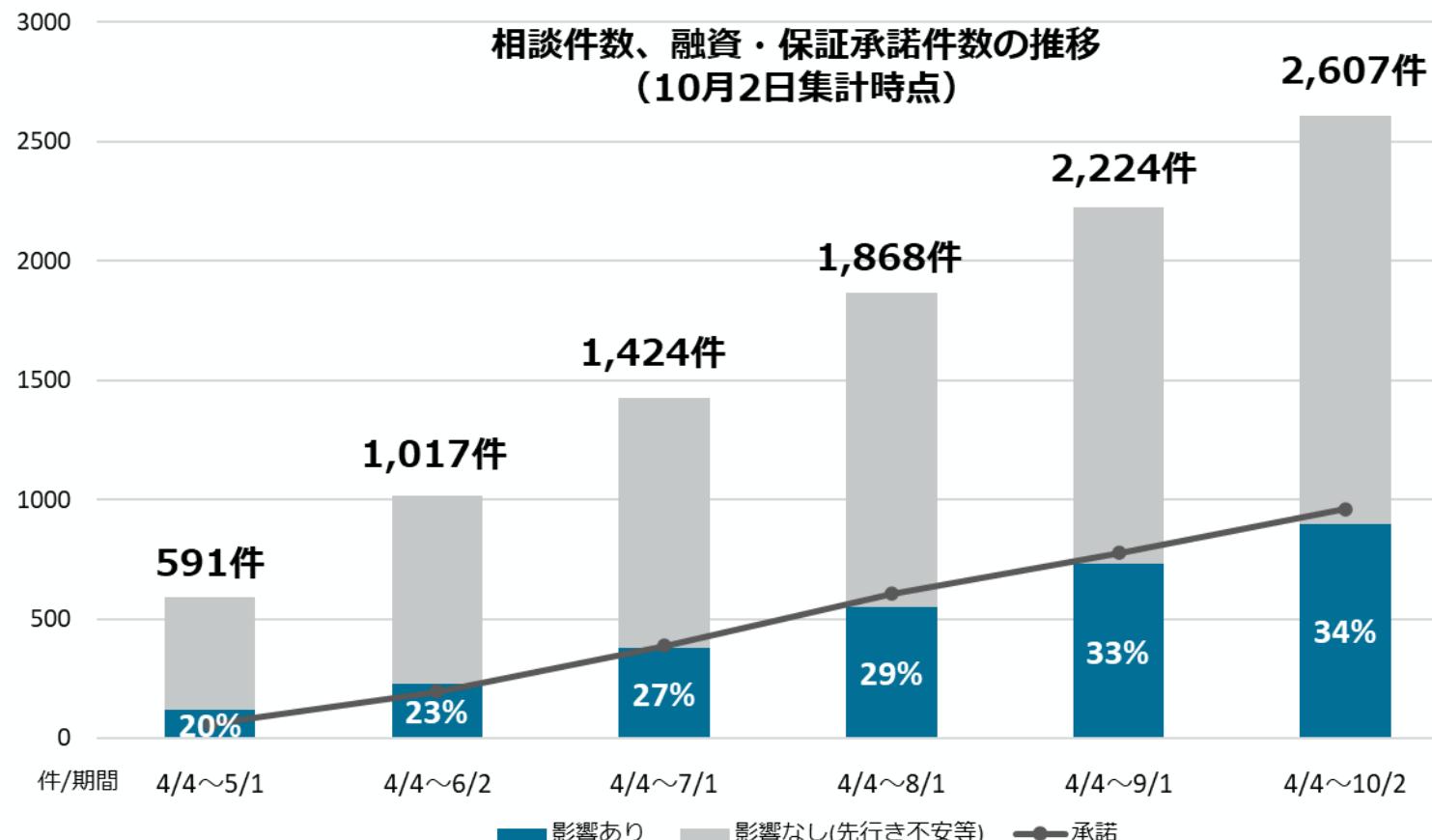
(5) 米国関税措置に係る資金繰り支援の状況

- 米国関税影響措置に伴い政府系金融機関等をはじめ全国約1000箇所に相談窓口を設置。資金繰り支援策としては、日本公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和等を実施。

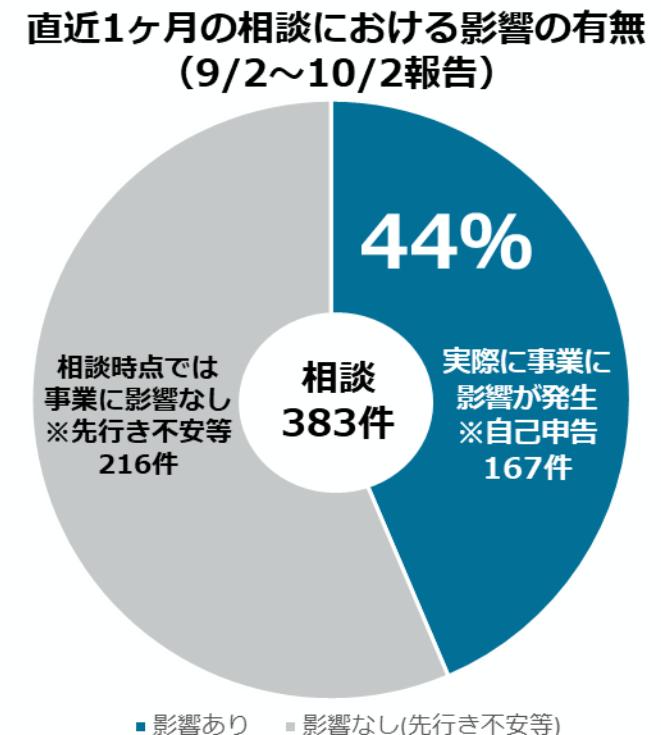


政府系金融機関等への融資・保証相談内容について

- 政府系金融機関等※1への資金繰りに関する相談※2のうち、相談時点で実際に米国関税による事業への影響が顕在化※3している事業者の割合は増加傾向。
- 相談から融資・保証承諾に至る事業者（資金繰りの悪化を懸念し手元資金を確保する事業者のほか、事業への影響が顕在化しキャッシュフローを圧迫するため経営が安定化するまでの運転資金を確保する事業者等）は、相談者全体のうち3割程度で推移。
- これまでに融資・保証承諾に至っていない事業者についても、今後資金繰りに対する影響が顕在化する可能性が潜在的に存在するため、注視が必要。



※相談内容の影響有無については、政府系金融機関等より報告されたデータをもとに、中小企業庁金融課にて整理したもの。



※1：日本政策金融公庫（中小・国民）、商工中金、信用保証協会
※2：資金繰りに関する相談には具体的な融資・保証相談に至らない融資・保証制度の照会等も含む。

※3：実際に影響が出ている、としているのはあくまで事業者の自己申告である点に留意する必要。

米国関税影響による資金需要

米国関税率は確定したものの、中小企業にはその影響による取引内容・条件の変更が発生。新たな事業計画（生産量、取引先等）が確定し、経営が安定化するまでの運転資金需要あり。セーフティーネットとしての資金繰り支援が必要。

①生産キャパシティ維持のための運転資金

メーカー等元請の出荷調整・生産調整の影響で期限未定な受注減・延期が発生（間接影響）。取引がいつ再開するか不透明であり、生産キャパシティを維持せざるを得ない。余剰設備の売却や人員削減といった固定費の削減策が打てず、キャッシュフローを圧迫。 → 調整の見通しが立つまでの間、追加の運転資金が必要。

【事業者の生声※】

- 米国自動車関税措置等により、自動車部品メーカー向けの受注が延期となつたため売上が減少し、資金繰りに影響が出ていることから、運転資金の借入を希望。（製造業（その他））
- 関税政策の影響により出荷を停止せざるを得なくなり、一時的に在庫が滞留。資金繰りが厳しくなっているため、借入相談。（卸売業・小売業）

②受注獲得までの運転資金

予定されていた取引先の設備投資計画が縮小されたことや取引先の生産拠点変更等に伴い、当該取引先からの受注が減少（間接影響）。売上回復のために新規顧客の開拓を強化しているが、受注の獲得には一定の時間を要し、キャッシュフローを圧迫。 → 受注の獲得までの間、追加の運転資金が必要。

【事業者の生声※】

- 二輪関連の金型を製造。大手メーカーの2次下請け。米国関税の影響により取引先が開発を停止したことにより、大幅な減収を余儀なくされており、手元資金を補填したい。（製造業（その他））
- ソフトウェア開発事業を主としており、取引先は中小・小規模事業者が中心。米国関税政策の影響で、大手自動車関連会社との取引額が減少したことから、新規取引先の開拓等に係る資金として相談。（その他）

(参考) セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）（日本政策金融公庫）

1. 対象者

- 社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

2. 対象要件

- 本来は「最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少」等
→米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者（自動車業界の事業者に限らない）については、この数値要件を満たさずとも対象とする要件緩和を実施。

3. 制度内容

- | | |
|---------|---|
| ▶ 対象資金 | 設備資金及び運転資金 |
| ▶ 貸付限度額 | 中小企業事業：7億2,000万円、国民生活事業：4,800万円 |
| ▶ 貸付期間 | 設備資金15年以内、運転資金8年以内 |
| ▶ 据置期間 | 3年以内 |
| ▶ 貸付利率 | 基準利率（中小企業事業：2.00%、国民生活事業：2.70%）<令和7年10月現在>
(※) 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる |

<本貸付の意義・メリット>

- 既に資金繰りに著しい支障をきたしている場合だけでなく、今後支障をきたすおそれがある場合も対象。
- 金利上昇局面であっても、本貸付は貸付期間にわたって、当初の金利で固定。